

(報告第11号関係 その他の事務事業調整について(BCランク)) 別紙

その他の事務事業について、調整(案)の内容と調整内容決定の考え方を記載しています。
 調整(案)の内容が市民サービスや負担に一定の影響があるものについては、どちらの市民に影響があるのか丸印で示し、該当の事務事業調書の概要を添付しています。(事務事業調書の概要を添付していないものについては、平成28年11月25日開催の第2回会議でお配りした、協議第10号別冊の事務事業一覧表を参照してください。)

(1)企画部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
011158	基礎自治体のあり方検討事務	C	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会は廃止する。「県西地域における新たな広域連携体制について」は、既存の神奈川県西部広域行政協議会において協議を継続する。	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会における協議事項のうち、「合併」と「中核市移行」については、合併時までには検討を終える。「広域連携」は、2市間での協議結果に基づく取組方針について、県西地域の各町との間で検討・協議を行う必要があるため。			
011160	水利権に関すること	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っており、新市でも同様の事務を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要			
013106	広報広聴システム運用事業	C	同システムを使用して、両市の運用方法を統一する。見直し事項を含め、小田原市の事務処理方法を適用する	両市の使用しているシステムが同じであるため、移行事務をスムーズに行い、影響を少なくするためには同システムを使用することが最も好ましい。			
013128	広報委員事業	B	長期的な視点で事業のあり方を検討する。	両市の地域特性や地域自治を考慮し、事業のあり方を検討していく必要がある。			
013130	広報掲示板管理事務	C	長期的な視点で掲示板のあり方を検討する。	広報委員事業と並行してあり方を検討していく必要がある。			
013134	市長との集団広聴事業	C	両市の実施方法を合わせたものや新たな企画を立案する。	懇談会手法は全国的に様々であるため、両市懇談会の利点を取り込んだ企画などを検討し、合併後、首長の意向により決定する。			
013135	報道機関等への情報提供	C	現行のまま存続する。	小田原市と南足柄市において、同様であるため特に調整の必要は生じない。			
013136	市民ガイド・くらしのガイド発行	C	事業を継続する。	小田原市と南足柄市において、同様の事業であるため特に調整の必要は生じない。			
013137	神奈川県西部広域行政協議会広報部会事業	C	現行どおりとする。	小田原市と南足柄市を含む県西2市8町の共同事業のため特に調整の必要は生じない。			
013138	ふるさと納税事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、寄附の用途については、新市において調整する。	寄附の件数・金額、返礼品の品数が多い小田原市の方式を適用する。なお、両市とも国の制度に基づき、同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。			
014105	職員の再任用	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014123	非常勤特別職職員及び臨時的任用職員の源泉徴収事務	C	原則として小田原市のシステムに統合し現在の運用を継承する。	基本的には小田原市のシステムに統合するが、合併時に新システムを調達する場合には、その財務会計システム及び人事・給与システムの要件に源泉徴収票発行及びeltax用データ出力を満たしたものを選択することで調整する。			
014130	年度別「職員研修計画」策定	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014131	「自己啓発」の促進	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014132	「職場内研修」の推進	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014133	「集合研修(職階層別研修、基本研修)」の実施	C	原則として小田原市の集合研修を適用する。	小田原市の方が研修内容は充実しているため、南足柄市独自の研修については効果を確認しながら、取り入れるか検討する。			
014134	「課題研修」の実施	C	小田原市の運用に合わせる	実際に数多くの取組がある小田原市の運用に合わせる			
014135	「派遣研修」の実施	C	小田原市の運用に合わせる	小田原市も南足柄市も研修派遣先が同じため。			
014136	「職員の意識啓発・意識改革」の実施	C	小田原市の取組みに合わせる	具体的に実施している小田原市の取組方法に合わせる			
014137	「旅費条例」等の見直し	C	基本的には小田原市の条例に合わせながら、現状と乖離がある条項については改正していく。	小田原市と南足柄市の条例の従前からの運用や財政状況も鑑みて決定していく。			
014138	労働安全衛生体制等	C	職場を事業場ごとに分け、それぞれ安全衛生委員会を設置。安全衛生委員会の上部組織である組織体を設置。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014139	労働安全衛生に関する事業	C	小田原の実施方法に統合する	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			

014140	職員団体に関すること	B	自治労南足柄市職員組合に対する事務折衝等を行う。 (新市に承継時に名称等が変更される場合がある。)	南足柄市における現行の運用状況を承継する。			
014143	定年退職する会員を送る会開催事業(互助会)	C	互助会事業と同様に本市の実施方法に統合	小田原市職員互助会事業が本市へ統合されるため。			
014144	職員互助会業務	C	小田原市の運用基準を採用する。	各種事業変更に伴う影響を最小限に抑えるためには、会員数や事業規模を踏まえると、会員掛金(率)を含め、本市に統合することが最適と考える。			
014145	生保・損保・財形給与控除事業	C	小田原市の運用に合わせる	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014147	年金者連盟事務	C	退職者団体(福寿会)における検討を依頼する	福寿会を統合するのか、解散するのかを含め福寿会で検討し、小田原福寿会に統合するのであれば引き続き事務局を担う。			
014148	被服・名札・更衣室の貸与事務	C	原則として小田原市の貸与方法にあわせるが、貸与間隔を変更し調整する。	小田原市で貸与している技術作業服等を廃止するのは現実的に難しいため小田原市の貸与方法にあわせるが、南足柄市職員の増加分については、貸与間隔を変更することにより調整する。			
014149	共済組合事務	C	現行のまま存続する。	南足柄と同一の共済組合のため現行どおり存続する。			
014151	インターンシップに関する事務	C	小田原市の運用に合わせる	受講対象者の多い小田原市の運用に合わせる			
015101	基幹業務システム管理運用事業	C	小田原市の事務に統合する。	職員(ユーザー)数が多い小田原市に合わせたほうが効率的である。			
015110	庁内(内部情報)ネットワークシステム管理運	C	小田原市の事務に統合する。	職員(ユーザー)数が多い小田原市に合わせたほうが効率的である。			

(2) 総務財務部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
021103	本庁舎における文書保存事務	B	原則として小田原市の事務処理方法を適用するが、南足柄市の文書管理システムを取り入れる(小田原市はシステム未導入)。書庫は両市の既存書庫を使用する。	小田原市の保存量の方が大きいことを踏まえたものとする。なお、基本的な処理方法自体に大きな差異はない。			
021104	文書の整理保管等統括事務	B	原則、小田原市の事務処理方法をベースとするが、文書の管理については、南足柄市が運用している文書管理システムを導入する。	文書管理システムはペーパーレス化等の観点から、県内においても導入が進んでいることから、南足柄市が運用している文書管理システムを導入することとし、それ以外については、事務事業内容が比較的整っている小田原市の事務処理方法を適用する。			
021108	公印の看守に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、電子決裁のもの公印使用承認については南足柄市の事務処理方法である文書管理システムによる電子承認を用いる。	小田原市の方が事務事業内容が比較的整っているため、小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、小田原市では電子による公印使用承認は行っていないことから、それについては既に導入済みである南足柄市の事務処理方法を用いることとする。			
021127	個人情報の適正な取扱いの確保	C	小田原市の例を適用し、個人情報の取扱いを統一する。	小田原市の事務事業の内容が比較的整っている。			
021132	特定個人情報保護評価の統括	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021133	自衛官募集事務	C	新たな事務処理方法を適用する	両市の交付金を合体した予算規模で事業を行う。			
021134	統計調査員確保対策事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、功績者表彰については廃止する。	類似団体でも市の表彰は行われておらず、表彰を廃止しても調査の実施には大きな影響を及ぼさないと考えられるため。			
021135	統計資料作成事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。当面、ミニ統計についても発行を継続する。	合併により住民や職員に新市の統計データの需要が高まることが想定されるため、当面、希望者への無償配布用にミニ統計の発行を継続する。			
021136	統計思想普及事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の方が、事務事業内容が類似団体と同じである。			
021137	統計調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(国・県の委託統計調査のため、南足柄市も同様の事務処理方法を行っている。)	小田原市と南足柄市が同様の事務処理を行っている。			
021138	南足柄市統計調査員連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する(事務を廃止する。)	類似団体でも同様の協議会は形成されていないため。			
021139	議会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に大きな相違がないため。			
021140	議会質問に関すること	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の事務処理方法が整っているため			
021142	行政委員会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			

021144	地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の登録分局事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。なお、自治体共通の事務処理基準があるので、両市間の差異は基本的にはない。			
021146	附属機関等の総合調整に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	両市に事務の大きな相違は見られないが、附属機関の調査など、一部、小田原市の事務処理方法が整っているため			
021147	陳情、請願等の受付及び総合調整に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	総合調整をしているという点では大きな違いはないが、起案等に当たり、小田原市は処理担当課が対応している。			
021149	字の区域の変更等に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			
021150	市の式典に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市への編入合併を想定したものとする。			
021151	国旗・国歌・市民歌に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市への編入合併想定を踏まえ、市民歌については、小田原市の市民歌を継承する。国旗・国歌の取扱いについては、両市に事務の差異はなし。			
021152	名義後援に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市は要綱を制定し、運用しているため(南足柄市は要綱等なし)			
021153	不当要求行為の対応に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			
021154	北朝鮮人権侵害問題に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法令に基づく自治事務として、両市の事務処理に相違が見られないため			
021159	公平委員会事務	C	小田原市の現行の事務処理方法を適用する	現行の運用を継続することが効率的である。			
022109	小田原市外二ヶ市町組合ほか6組合の運営	C	小田原市外二ヶ市町組合ほか6組合は、継続する。	事務事業は廃止できない。新市においても、各一部事務組合は継続し、共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する。			
022129	庁内用度事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の事務処理方法を適用する。庁内用度事務という同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。なお、封筒等、一括発注等により削減効果が見込めるものについては、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容を見直す。			
022130	関係団体等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	すべての団体に参加する小田原市の事務処理方法を適用する。2市が参加する団体に関する事務は、新市に引き継ぐ。			
022131	土地開発公社事務	C	土地開発公社事務は、引き続き継続する。	平成27年度末で約49億円、健全化計画が終了する平成29年度末でも約33.5億円の公社保有土地簿価が残る。財政的に短期的な解散等は困難であり、土地開発公社は引き続き存続する見込みであるため、公社事務も継続して行っていく必要がある。			
022135	公共用地の取得事務(都市計画道路・後退用地等を除く)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方法を適用する。			
022137	市有地(普通財産)の売却事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方法を適用する。			
022141	土地利用規制等対策事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はないため、処理件数が多数ある小田原市の事務処理方法を適用する。			
023102	入札契約制度運用事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方法を基に、詳細は入札・契約制度等検討委員会に諮り、検討する。	類似団体の事例を参考にしながら、両市の事務処理方法を基に検討し、より公平・公正で透明性の高い制度の推進に努める。			
023111	建設副産物に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務手続きの手法は基本的に同じであるので、市内に公共建設発生土処分場が存在する小田原市の事務処理を適用した方が良いと判断した。			
024107	選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	選挙人名簿等の閲覧について、公職選挙法で詳細に定められており、事務処理方法はほとんど同じである。			
024108	不在者投票受付等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	公職選挙法に基づく事務のため、処理方法は同じである。			
024110	臨時職員登録等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024112	常時・臨時啓発	C	小田原の事務処理方法を適用するが、啓発事業を一部見直して、効果的な内容を残すとともに、総務省が設置した「常時啓発のあり方等研究会」が、平成23年12月にまとめた答申に基づき、今後、啓発事業を拡充していく。	両市の啓発事業には、それぞれ特色があるとともに、18歳選挙権実現に合わせた啓発事業が必要である。また、新規事業は検討中である。			
024122	神奈川県漁業調整委員会委員の選挙	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、選挙長等報酬及び従事者手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市にはない事務である。また、必要最小限の経費に留めることができる。(経費の削減が最大限図れる。)			
024125	選挙争訟事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	公職選挙法に基づく事務であり、ほとんど同じである。			

024126	直接請求事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	関係法令に定められた署名内容及び件数の審査であるため、ほとんど同じである。			
024128	全国市区選挙管理委員会連合会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。			
024129	全国市区選挙管理委員会連合会関東支部参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。			
024130	神奈川県市選挙管理委員会連合会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。			
024131	湘南都市選挙事務研究協議会参画等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該協議会の会員であり、処理事務は同じである。			
024132	県西地区明るい選挙推進協議会連合会参画等	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも当該連合会の会員であり、処理事務は同じである。			
025107	財政状況公表事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	公表内容はほぼ同じだが、公表時期については小田原市に合わせる。			
025111	地方交付税関係事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025112	地方交付税関係事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025114	資金管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	合併により1日の取扱資金額が大きくなることから、繰替運用や一時借入金を行う判断基準となる預金残高規模を、規模が大きい小田原市に合わせる。			
025115	条例管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025116	協議会運営事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
026101	支出関係書類審査事務	C	・事務処理自体は小田原市の方式を採用する。 ・財務会計システムに関しては、現行システムのリース期限が平成31年9月末に切れることから、電子決裁導入を視野に入れ、関係各課とともに次期システムの選定作業を進める。	・事務処理方法自体は大きな相違はないので小田原市の方式を採用する。 ・電子決裁については、現時点で南足柄市が導入済であること、類似団体でも導入している団体があること、今後更に県内他団体でも電子決裁導入が進むと予想されること等から、新システム選定の際には、導入を視野に入れることとした。			
026104	収支振替の審査事務	C	・事務処理自体は小田原市の方式を採用する。 ・財務会計システムに関しては、現行システムのリース期限が平成31年9月末に切れることから、電子決裁導入を視野に入れ、関係各課とともに次期システムの選定作業を進める。	・事務処理方法自体は大きな相違はないので小田原市の方式を採用する。 ・電子決裁については、現時点で南足柄市が導入済であること、類似団体でも導入している団体があること、今後更に県内他団体でも電子決裁導入が進むと予想されること等から、新システム選定の際には、導入を視野に入れることとした。			
026121	振込口座登録事務	C	小田原市の事務処理を継続する。	現行の事務処理については小田原市と南足柄市でほとんど同一なため、現行の事務処理を継続する。			
026127	財務会計システムにおける個人番号管理(マイナンバー)に伴う債権者登録申請事務	C	小田原市の事務処理を継続する。	・小田原市では、年末調整に必要なため、財務会計システムで個人番号を管理しており、これは合併後も必要不可欠な事務であることから、小田原市の事務処理方法を継続することとした。			
026129	収入事務	C	・財務会計システムに関する事務処理は、南足柄市の事務処理を参考にしながら次期システムの選定作業を進める。 ・金融機関の収納取扱事務等その他の事務処理は、小田原市の方式を適用する。	・次期財務会計システムでは電子決裁の導入を視野に入れており、事務処理方法が大幅に変更となるため、先に電子決裁を導入している南足柄市の例を参考にしながら、新たな事務処理方法を検討していく。 ・金融機関の収納取扱事務については、南足柄市の指定金融機関等が小田原市の指定金融機関等にすべて含まれていること、現行の事務処理方法が金融機関に浸透しており、変更した場合影響が大きいことから、小田原市の方式を適用する。			
026133	支払事務	C	・財務会計システムに関する事務処理は、南足柄市の事務処理を参考にしながら次期システムの選定作業を進める。 ・公共料金の支払等その他の事務処理は、小田原市の方式を適用する。	・次期財務会計システムでは電子決裁の導入を視野に入れており、事務処理方法が大幅に変更となるため、先に電子決裁を導入している南足柄市の例を参考にしながら、新たな事務処理方法を検討していく。 ・公共料金の支払事務では事務の効率化が図られているので、現行どおりとする。			
027114	決算審査	C	現況のとおり、決算審査を実施する。	一般会計及び特別会計：地方自治法第233条 公営企業会計：地方公営企業法第30条 財産区：地方自治法第294条 行政実例（財産区は監査委員を置くことはできず、財産区所在の市町村の監査委員が監査を行う。（昭和29・3・9）） 前記に基づき決算審査を実施する。			

027115	基金の運用状況審査	C	現況のとおり、基金の運用状況審査を実施する。	地方自治法第241条の規定に基づき、定額資金を運用するための基金の運用状況を審査する。決算審査と同時。			
027117	財政健全化審査	C	現況のとおり、財政健全化審査を実施する。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項又は第22条第1項に基づき審査を実施する。			
027118	全国都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
027119	関東都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
027120	神奈川県都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
027121	湘南都市監査委員会関係事務	C	引き続き加入する。	当該団体に加入することで監査業務に係る多くの情報を得るとともに、調査研究活動等に参加することができるので、引き続き加入する。			
028134	土地・家屋評価システム及び課税標準プログラムの管理事務	C	小田原市のシステムを適用し、両市域とも評価システムを導入する。	南足柄市では土地評価のシステムを導入していない。事務の効率化から考えると、その導入は必要である。			
028135	土地・家屋評価調書兼異動入出力票、見取図等の管理事務	C	電子ファイル以外のものはバインダー等で管理。年度を定めて倉庫に格納する。	土地評価のシステムは小田原市にしかない。業務の効率から考えると南足柄市部分へもシステムを導入することを前提に考える。電子ファイル以外の媒体で保存しているものは紙もしくはマイクロフィルムであり、その保管に関しては、バインダーなりロッカーになる。それがどういう形になるのかは、大きな問題ではないため、手のかからない方法で対応する。			
028136	土地・家屋データ変更(オンライン処理)事務	C	従来どおりの方式を適用する。	見直せる部分としては受領方法のみであり、紙で受け取っているものをデータで受け取ることができるため、法務局へ問い合わせたところ、二宮支局で取り扱っている市町の足並みをそろえて合同で申し込んでもらいたいとのことであった。			
028137	未登記家屋の調査・変更事務	C	両市とも同じ対応を行っているため、現行のまま存続する。	両市とも同じ対応を行であることを確認した。他市の状況を見ても、特に変更の必要はないと判断した。			
028138	非課税家屋の認定事務	C	物件を正確に把握するためにも、用途非課税物件であっても台帳データを作成する小田原市方式とする。	両市ともほぼ同一の処理を行っている。差異は用途非課税物件に対して、台帳データを作成するか否かである。			
028139	特例・不均一課税適用家屋の管理事務	C	両市とも同じ処理のため、現行のまま継続していく。	業務に差異はないことを確認。			
028140	災害等による減免認定に伴う調査事務	C	小田原市の「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」を基本に新たな減免要領を作成する。	基本的に地方税法に定められているので、大きな差異はない。地方税法は概念的なものなので、実務としては要領の見直しのように調整が必要となる。団体の取扱いなどで両市の均衡を保つために、理事者の判断を仰ぐようなものもある。			
028141	土地・家屋評価替に伴う処理事務	C	継続して業務を行う。	両市とも同じ事務事業であり、その業務をどこの会社に依頼するかということのみ異なる。業者の選定については、入札等により決定する。			
028143	県税との家屋合同評価事務	C	従前どおりに行う。	両市とも同様の業務のため、特に変更の必要はない。			
028144	固定資産(土地・家屋)評価取扱要領事務	C	小田原市の取扱い要領を基準に詳細をつめていく。	基本は税法等で定められているものを、各市町において具体的な評価方法や補正率などの取扱いを定めており、その種類は多岐に渡る。詳細は評価担当職員が時間をかけてすりあわせを行っていく。			
028146	近傍類似価格の算出事務	C	既存の方法を継続する。	評価取扱要領によって決定する。			
028147	航空写真の撮影	C	小田原市の方式を適用する。	土地評価システムとの適合性などから南足柄市では共同入手に加わっていないが、同一のシステムを導入する方向性と、経費削減も鑑みて、選択肢はほかにはない。			
028148	時点修正	C	従来の方法で業務を行う。	業務の内容に差異はない。			
028150	償却資産申告書発送事務	C	従来どおりの処理を行う。	企業等への償却資産関係書類の発送業務であり、両市とも同様の処理であることから、特に見直す必要はない。			
028151	償却資産申告書審査事務	C	従来どおりの処理を行う。	両市とも同様の処理を行っており、他市の状況を見ても同様の処理を行っていることから、見直す点はない。			
028152	償却資産調査事務	C	小田原市の方法を適用するが、大手法人の訪問調査は基本的に行わない。	両市の差異がある部分は、「大手法人の訪問調査と予算策定のためのアンケート」である。訪問調査は省き、アンケート調査のみとする。			
028158	償却資産管理事務	C	従前の方法で対応する。	両市とも同様の処理である。			

028162	土地・家屋・償却資産課税台帳の作成及び土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び償却資産の閲覧事務(縦覧価格登録・納期変更含む)	C	従前どおりの対応をする。	法的に整備しなくてはならないものであり、両市とも同様の業務である。			
028163	納税通知書作成発送事務	C	業務内容的に差異はないので、従前どおりとするが、納税通知書の様式については、小田原市のものを基本に作成する。	両市においては、予算を担当する課が違う程度の違いのみで、同様の業務を行っている。納税通知書の書式については、調整する必要がある。			
028164	死亡者課税・課税保留事務	C	従前の方法で行う。	両市とも同様の事務処理を行っているため、特に変更すべきところはない。			
028165	減免・課税免除・不均一課税事務	C	小田原市の「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」を基本に新たな減免要領を作成する。	基本的に地方税法に定められているので、大きな差異はない。地方税法は概念的なものであるため、実務としては要領の見直しのように調整が必要となる。団体の取扱いなどで両市の均衡を保つために、理事者の判断を仰ぐようなものもある。			
028166	国有資産等所在市町村交付金・納付金請求事	C	従来どおりの処理を行う。	交付決定した交付金を受けるのみの事務処理のため、特に新たな対応等は必要がない。			
028167	登記済通知書受理・処理・管理事務	C	従来どおりの方式を適用する。	見直せる部分としては受領方法のみであり、紙で受け取っているものをデータで受け取ることができるため、法務局へ問い合わせたところ、二宮支局で取り扱っている市町の足並みをそろえて合同で申し込んでもらいたいとのことであった。			
028168	固定資産所有権付番処理事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一の処理を行っている。とくに見直すべき点はない。			
028169	審査申出対応事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028171	相続税法第58条報告に係る事務	C	従来どおりの処理を行う。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028172	相続人代表者に関する事務及び納税管理人に関する事務	C	従来どおりの処理を行う。申請様式の内容もほぼ同一であるが、小田原市の様式を基本に作成する。	小田原市、南足柄市とも同一特に業務であり、特に見直すべき点はない。			
028173	共有物件の課税に関する事	C	小田原市の方式で行う。	問題となるのは「共有分割課税」であるが、税法上、特に定めのある事例を除き、分割課税は行わないことが適切と考える。			
028185	概要調書等の調べに関する事務	C	従来方式で行う。	小田原市、南足柄市とも同一の処理方式を取っており、特に見直すべき点はない。			
028186	固定資産税評価額及び課税標準額等の修正事務	C	従来方式で実施する。	事務処理の方法は同一であり、特に見直すべきことはない。過年度還付に関しては、地方税法の定めにある5年を超えて還付するための根拠となる要綱をどのようにするか、というところに検討の余地はある。しかし、過去20年までの還付という大筋は同じであるため、字句の整備程度になる。その基準となる要綱として小田原市のものを利用する。			
029105	市税滞納整理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
029120	市税等納付促進センター運用事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	類似団体と概ね同様の内容であるため、小田原市の水準を採用し、小田原市の事務処理方法を適用する。			
029136	滞納整理推進会議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	類似団体と概ね同様の内容であるため、小田原市の水準を採用し、小田原市の事務処理方法を適用する。			
029143	滞納者実態調査に対する回答に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			

(3) 市民部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
031102	印鑑登録関係事務	C	取扱事務は、現行どおりとする。各種申請書、届出書等は、小田原市の様式に統一する。印鑑登録証については、新市名で作成し統一する。従来の印鑑登録証については、継続して利用可能とする。証明書における性別については、小田原市同様に省略する。印鑑登録証の再交付手数料については、「31008 印鑑に関する事務手数料」の方針案1に従う。	基本的には、2市同様の取扱いであり、類似団体についても同様のため、取扱事務は現行どおりとする。申請書等は、取扱件数の多い小田原市の様式に統一する。従来の印鑑登録証については、市民の利便性を考慮して、継続して利用可能とする。印鑑登録証の再交付については、「31008 印鑑に関する事務手数料」の方針案1に従う。			
031105	住民基本台帳実態調査	C	新市の本庁機能を持つ住民窓口で現行のとおり事務を継続する。	2市ともに本庁住民窓口で同一の事務を取り扱っているため、本庁の住民窓口で現行のとおり事務を継続する。			

031106	DV・ストーカー等の被害者支援事務	C	現行のとおり事務を継続する。	2市及び類似団体は、「住民基本台帳の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」や「住民基本台帳事務処理要領」の法令等に基づいて、統一的な取扱いを行っているため。			
031107	犯歴・成年後見・破産等関係事務	C	2市ともに本庁戸籍住民課担当者が同一の事務を取り扱っているため、新市の本庁機能を持つ住民窓口で現行のとおり事務を継続する。	2市ともに現本庁の戸籍担当で同一の事務を取り扱っているため、本庁機能を置くどちらか一方の戸籍係で現行のとおり事務を継続する。			
031108	在留関係事務・特別永住許可事務	C	現行のとおり事務を継続する。	住民基本台帳法、入国管理法、市町村在留関連事務取扱要領に基づき、2市及び類似団体は、同様の取扱いをしているため。			
031109	戸籍情報システム管理運用事業	C	小田原市の戸籍情報システムを適用し、戸籍情報システムの適切な運用管理を行い、戸籍業務を確実に実施する。	「31013戸籍情報システム」及び「31014戸籍副本システム」の方針案1のシステムを管理運用する。			
031110	住民基本台帳ネットワークシステム管理運用事業	C	住民基本台帳ネットワークシステム管理運用については、現行どおりで変更はない。 ベンダーについては、「15003 基幹業務システム、住民情報システム」の方針案1による相違はないため。	住民基本台帳ネットワークシステムは、「15003 基幹業務システム、住民情報システム」との連携による地方自治体共同のシステムであり、システムベンダーによる相違はないため。			
031111	公的個人認証サービス管理運用事業	C	公的個人認証サービスについては、現行どおりで変更はない。	公的個人認証サービスは、地方自治体共同の「住民基本台帳ネットワークシステム」に統合されているため。			
031112	広域証明発行サービス事業	C	現行のとおり事務を継続する。	「31005広域証明発行サービス事業(事務委託)」の方針案1に基づき現行の事務を継続する。			
032101	防犯灯事業	C	新市として防犯灯の管理、新設等を行っていく。	新市として防犯灯の管理、新設等を行っていくが、防犯灯の管理については、現在それぞれの市でESCO事業を導入しており、一元管理をするには、ESCO事業者との契約解除など、非常に困難な問題となることから一元管理は行わず、小田原市域、南足柄市域の2系統の管理とする。			
032106	防犯事業	B	小田原警察署と協力し、防犯活動を実施していく。	小田原市域が拡大すると想定した場合。		○	1
032119	交通安全推進事務	C	新市として交通安全推進事業を展開していく。	市民の生命、生活を守るため、交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及は、必須事業であることから、新市として交通安全推進事業を展開していく。交通指導員事務、交通安全教育事業、交通整理員事務については、特別職の身分の取扱いの方針案1による。		○	2
032133	交通安全団体活動補助事業事務	C	各団体と連携を図り、交通安全啓発事業に取り組んでいく。	交通安全活動団体の活動を促進するため、財政的な支援を行い、連携を図りながら、交通安全啓発事業に新市として取り組んでいく必要がある。			
032155	消費生活啓発事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市は現在、県補助金(国の交付金が原資)を活用し啓発事業を進めており、平成37年度の補助金事業の終了までは事業を継続する必要があるため。			
032160	交通安全都市宣言の取扱いに関する事務	C	新市において同趣旨の宣言を行う。	交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、死亡事故や高齢者等による事故は増加傾向にあるので、南足柄市の宣言を参考に新市として新たに調整を行う。			
033101	住民自治組織の相談事務	B	現行のまま存続	事務内容はほとんどかわらない。 南足柄市の自治会長と市長が語り合う会を小田原市では行っていないので、他に似たような事業や機会が代わりとすることができないか検討し、開催の有無を決定する必要がある。			
033102	自治会総連合事務局事務 自治会長連絡協議会に関する事務	B	自治組織を行政連絡機構に位置づけ、両市の自治会組織の一体化を働きかける。市が事務局として事務や各種事業を開催する。	自治組織を行政連絡機構に位置づけ、両市の自治会組織の一体化を働きかける。			
033104	地域活動功労者表彰事業 自治会長永年勤続表彰	B	自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。	南足柄市でこれまでもらっていた方と差がでないよう、年数の少ない南足柄市の基準を適用する。		○	3
033105	自治会活動推進費補助金事務 自治会長連絡協議会活動助成金事務	B	2市の自治会の協議会組織を統合し、補助金も統合し支出する。 必要があれば補助金要綱の改訂を行う。	内容の似ている補助金の統合する。			
033106	自治会組織活動交付金事務	B	当分の間、現南足柄市の区域で交付金を継続する。	南足柄市の自治会の活動資金が急激に減らないよう、当分の間現在の制度を継続する。将来的には、小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する。			

033109	コミュニティ助成事業	C	事務内容が同じため、そのまま統合。 申請の受付に関しては、小田原市では自治会総連合で調整をしているが、南足柄市では自治会単位で申請しているため、申請数が多くなっており、小田原市の自治会もそれに合わせると申請数はさらにふえることが考えられることから、両市事務局で事務取扱いについて調整を図るとともに、自治会組織を通じ基準の作成をしてもらう必要がある。必要に応じ補助金要綱の改訂も検討。	同じ事務内容のため統合。自治会からの申請に関して検討の必要あり。			
033113	地区行政事務委託事業	B	当分の間、南足柄市の自治会組織活動交付金を継続するため、事業内容の近い小田原市の行政事務委託事業を継続する。将来的には、南足柄市の自治会組織活動交付金を小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する。	当分の間、現小田原市の区域で行政事務委託事業を継続する。			
033114	自治基本条例事務	B	自治基本条例を2市を踏まえたものに改訂し、運用を開始する。 小田原市の基金の中で似たような趣旨のものがあるか検証し、場合によっては統合も検討。	2市の条例の趣旨をおおむね反映させると、南足柄市に予算がついている業務や基金があり、そうした事業が追加される。			
033115	おだわら地域力市民力表彰事務	B	そのまま継続する。	各地区自治会連合会から1名を推薦してもらい、表彰を行う。南足柄市に地区自治会連合会が4～6地区設立された場合、1件あたり予算が若干減るが、現行の予算額の範囲内で事業を継続。		○	4
033116	ボランティア活動補償事業	C	小田原市の事務方針を適用する。	小田原市の契約内容を適用する。			
033117	(新)地域コミュニティ組織推進事業	B	現行のまま存続。	小田原市の重点施策であり、合併後も進める重点施策と捉えているため。南足柄市域の地域コミュニティ組織については別途、検討が必要。			
033118	(新)地域住民のまちづくり計画の策定事務	B	現行のまま存続。	地域コミュニティ推進事業は小田原市の重点施策であり、地域の課題出しや活動の方向性を共有する地域別計画の策定は必須と考えているため。南足柄市域における、地域別計画の策定については別途、検討が必要。			
033127	市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	利用ニーズ、実績の多い小田原市の方式を適用する。			
033138	市民活動団体交流事業	C	小田原市、南足柄市、両方の事業を行う。	市民活動推進のため、さまざまなイベントを開催することにより、交流を促す。	○	○	5
033140	提案型協働事業(市民提案型協働事業)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の事業が整備中であるため、事業が確定している小田原市の方法を適用する。			
033141	行政提案型協働事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績のある小田原市の方式を適用する。		○	6
033170	人権擁護委員補助事務	C	原則、小田原市の事務処理方法を適用するが、自主事業については、両市の既存事業をできるだけ継続する。 西湘二宮人権擁護委員協議会に関する事務に関する詳細は、法務局の方針をもとに定める。	原則、小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、より多様な啓発活動を行うため、自主事業については、両市の既存事業をできるだけ継続させる。 西湘二宮人権擁護委員協議会に関する事務については、法務局の方針による。			
033172	通訳・翻訳ボランティア関係事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。	文書の多言語化等、必要とされる場面も増えているので、小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。			
033173	外国籍住民支援に係る研究・連絡会議関係事務	C	現状どおり、神奈川県が主催する外国籍住民支援に関する各種会議等へ対応する。	両市ともに同じ対応であり、特に問題も生じないため現状維持とする。			
033176	外国籍住民に関する相談事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。	相談件数が少なく、合併後も特に事務の増加は想定されないため、当面、現行の小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。			
033177	保護司会活動補助事業	C	現行のまま存続	両市の現行を、当面は継続するが、更生保護サポートセンターの活用を進め、ゆくゆくは事務局が団体内に置けるようにする。			
033178	更正保護女性会補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、当面、事務局事務を担う。	団体が自力で会務を総理できるようになるまで、当面は小田原市の事務処理方法を適用し、事務の支援を継続する。			
033179	BBS会補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。	更生保護活動の充実のため、小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施する。			
033207	同和対策事業	C	当面、小田原市の事務処理方法を適用し、継続する。	支部があるため、当面、小田原市の水準で継続。ただし、特別旅費の執行は順次見直す。			
033212	ウルトラ元気なまちづくり助成金に関する事務	C	廃止する。	近隣市でも実施しておらず、単年度実施した事業で効果に疑問があることから、事務や経費の節減を図るため廃止する。			

033213	財産貸付料	C	貸付形態は現行同様とする。歳入科目は、小田原市に合わせる。	一般競争入札による歳入増加策のため			
--------	-------	---	-------------------------------	-------------------	--	--	--

(4) 防災・消防部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
041101	防災拠点(災害対策本部)システム等整備、管理事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	初動対応を支援するシステムについては、低コストである南足柄市のシステムを運用する。 気象情報提供業務については、両市のシステムを統合する。			
041117	防災行政無線及び戸別受信機の整備、運用、管理事業	C	両市の防災行政無線をそれぞれ現状の配置で運用し、両市の事務処理方式をそれぞれ適用する。	経費をかけずに現行の運用を維持する。現在の小田原市庁舎及び南足柄市庁舎の放送卓からそれぞれ情報発信する。 両市の防災行政無線の統合(連携)については、別途検討する。			
041120	防災情報伝達手段の整備、運用、管理事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市で同様に運用している、テレビ神奈川データ放送、ジェイコム小田原データ放送、市ホームページ、緊急速報メール(携帯会社3社)については、一括配信を行うことができる小田原市の事務処理方式に統合する。 小田原市のみ運用している、災害情報配信システム(電話・FAX配信)、テレホンサービス(防災行政無線音声自動応答装置)、FMおだわら防災行政無線割り込みシステム、ジェイコム小田原再送信告知放送(防災情報サービス)、ユビ・オダワラUbi-Oについては、小田原市の事務処理方式で継続する。			
041131	地域防災力向上事業	C	両市の事務処理方式を統合する。 ただし、「防災資機材購入費助成事業」については、小田原市の事務処理方式を適用し、「啓発資料の作成配布」については、両市のマップ等をそれぞれ運用する。	「防災訓練や防災教室などによる普及啓発事業」、「防災リーダー養成事業」など、両市で同様に実施している事業は、両市の事務処理方式を統合する。 「防災資機材購入費助成事業」は、現在、事業を行っている小田原市の事務処理方式を適用する。 「啓発資料」は、両市の既存のマップ等をそれぞれ運用することとする。			
041143	危険な塀等撤去事業	C	危険な塀等撤去に対する補助は、平成28年度までで終了とする。 耐震や防火等に寄与する新たな補助事業について、検討する。 ※平成29年度は、事業予定なし。	地震被害軽減化を目的とした新たな補助事業を行う。			
042104	公務災害対応業務	C	新市に引き継ぐ	両市条例の整合を図る			
042107	消防水利施設等整備事業	C	事業主体を南足柄市分の防災担当部局から消防へ変更し、小田原市消防とするものである。	現在の事業主体である、小田原市消防の実施方法に合わせるものである。			
042109	消防出初式運営事業	C	現在行っている小田原市会場の1箇所で開催する。	現行の2箇所開催から1箇所開催とするもの。			
042124	消防事務の委託に伴う事務事業	C	すべての事務事業を継続して行う。	すでに小田原市が消防事務の委託を受けているため、2市が合併しても継続して行う事業である。また、足柄下郡3町についても神奈川県消防広域化推進計画に基づき継続して意見交換を行う。			

(5) 文化部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
051105	おだわら・文化メールマガジン作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	広報システムのメール配信を利用しているので、システムに併せて実施することになるが、情報収集の範囲を南足柄市まで広げる			
051107	南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル実行委員会助成金交付事務	C	廃止	県市町村振興協会「市町村広域行政助成事業」の助成金は、交付から5年目となり、平成28年度をもって助成期間が終了し、助成金に関する事務がなくなるため。			
051109	小田原映画祭開催事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	参加者は市民以外でも参加可能。実行委員会で会場等の増加を検討する可能性がある			
051125	市民文化団体に関する事務	B	現行のまま新市に引き継ぐ	現状のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に両市の団体が統合し、新しい団体を組織するよう働きかける。			
051126	市民文化祭参加団体補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、一体性の確保の観点から文化祭自体の開催方法の調整と合わせて3年を目処に検討する			
051128	海外姉妹都市青年交流事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが募集範囲や活動範囲を拡大する		○	7

051129	小田原海外市民交流会補助金交付事務	B	現行のまま引き継ぐ	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方等も見ながら3年を目処に統合を検討する			
051130	小田原海外市民交流会関係事務・姉妹都市交流協会関係事務	B	現行のまま存続	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方等も見ながら3年を目処にあり方を検討	○	○	8
051134	都市間交流に関する事務	B	現行のまま存続	それぞれのこれまでの交流を大事にするため、現行のまま引き継ぐ			
051135	地球市民フェスタ開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、実行委員会において周知や募集範囲等は拡大を検討する可能性がある。			
051153	清閑亭を核としたまちづくり事業事務	C	現行のまま存続する	小田原市独自事業のため現行のまま存続			
051154	歴史的風致維持向上事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、対象や周知先等は拡大する可能性がある			
051155	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業関係	C	現行のまま存続する	小田原市独自事業のため現行のまま存続			
051156	職人育成研修等推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、対象範囲が広がり研修物件が増加する可能性がある			
051157	豊島邸活用事業	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま存続する			
051158	旧松本剛吉別邸活用事業	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま存続する			
051160	民有物件対応事務	C	小田原市の事務処理方式を適用	小田原市の事務処理方式を適用するが、対応範囲等が広がり物件数等が増加する可能性がある。			
051161	ふるさと文化基金事務・南足柄市文化会館の基金に関する事務	C	現行のまま存続する	基金については、そのまま引き継ぐため、事務についても現行のまま実施する			
051166	市章(・市の花・市の木)管理事務	C	両市の現状に基づき、新たに取扱要領を定める。事務の実施方法は小田原市の事務処理方式を適用する。	市章は市を現すもののため、市の事業等及び市の紹介において使用する場合に限り許可し、使用についてはすべて管理する。			
051167	市キャラクター等管理事務	C	現行のまま存続する	それぞれ市民に親しまれてきたキャラクターのため現状のまま存続させ、管理する。			
051168	シンボルマークに関する事	C	事業を廃止する	金太郎シンボルマークは市制20年を記念して作成されたため、合併となった場合、廃止とする。現状、使用しているものは維持するが、申請の受付を中止する。			
051169	文化財団設立事務	C	現行のまま存続する	小田原市独自の事務のため現状のまま継続するが、実際に設立する段階では、新市の会館運営、事業実施等と併せて検討する。			
052121	文化財修理等補助金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	申請書提出期限及び補助金交付時期を定める。			
052122	民俗文化財補助金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原民俗芸能保存協会への補助金は継続する。社会教育関係団体補助金2団体への補助は廃止し、管理奨励金に振り替える方向で関係団体と協議していく。			
053107	市図書施設ネットワーク	C	統一された図書館システム及び一元化された蔵書データをもとに、図書施設をネットワークとして結び、予約・貸出・返却の利用を可能とするとともに、配送ルートも一元化する。	統一されたサービスの提供を行う。			
053108	システム管理業務	C	現行リースの終了期間を合わせ、同時期に同一のシステムを導入する。	蔵書管理を一元的に行い、統一した利用者サービスを行うため、同一図書館システムを使用する。			
054101	ウォーキング大会開催事業	B	城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	○	○	9
054111	体育協会にかかる事務	B	(公財)小田原市体育協会に事業協力及び補助金の支出並びに事業の引き継ぎを行っていく	人格のある(公財)小田原市体育協会に現在南足柄市と南足柄市体育協会が共催している事業を引き継いでもらう			
055103	出前講座	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で行っている事業内容は、小田原市の事業内容と類似しているため、小田原市の実施方法に統合する。			
055106	人材バンク事業事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	講師登録については3年更新とし、人材バンクに係る相談業務を行う。また、企画講座やキャンパス講師の活躍の場の提供やPRを目的としたイベントなどの開催を継続する。			
055108	社会教育関係団体等補助金事務	C	廃止	PTA研修事業等でも事業委託に係る補助金を支出しているため、廃止とする。			

055110	生涯学習支援者育成・活動支援、保育ボランティア支援事務	C	小田原市の事業を適用する。	託児・育児ボランティア活動については、「はちの会」と「ひまわりSUN」を統合し自主運営させるとともに、託児・育児ボランティア育成・養成講座の開催回数を減らす。なお、行政が調整等を行う南足柄市と違い、小田原市では団体に自立を促し、自主的な運営ができつつあることから、本案のみとする。		○	10
055111	生涯学習地域推進委員会議事	C	廃止	小田原市では実施しておらず、合併後、新市域すべての自治会から委員を選出するの会議開催は現実的ではない。			
055112	生涯学習フェスティバル事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。	○	○	11
055123	地区公民館いきいきフェスタ事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。	○	○	12
055124	公民館活動費補助事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	補助金交付時期の早い小田原市の事務処理方法を適用する。			
055125	公民館建設費・修繕費補助事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務を簡素化している小田原市の事務処理方法を適用することで、事務量の削減を図る。			
055126	公民館維持管理補助事務	C	廃止	小田原市に当該事業が無いことや、対象事業金額が比較的安価で要望も少ないことから廃止する。			
055127	自治会公民館敷地料補助金事務	C	小田原市市税条例と減免事務取扱要領の減免対象を南足柄市域の自治会が管理する公民館へ拡大し、小田原市の事務処理方法を適用する。	課税されている公民館用地に対して小田原市市税条例及び減免事務取扱要領を適用することで、固定資産税・都市計画税を減免し、税補てんのため交付していた敷地料補助金を廃止する。			
055170	家庭教育に関する事業	C	在庫がなくなり次第廃止とする。	現在も在庫がなくなり次第廃止する予定のため。			
055171	横溝塾事業	B	南足柄市の事務処理方法を適用する。	横溝基金を活用した南足柄市独自事業であり、基金の趣旨から継続する。			
055173	PTA研修事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の実施方法を適用するが、会場を固定しない。		○	13
055175	地域婦人団体連絡協議会支援事業	C	現行のまま存続	市の様々なジャンルのイベントに年間を通じて積極的に関わってくれている団体であるため、行政側の窓口として調整事務を続ける。			
055176	生涯学習政策の総合的企画等調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	内部事務調整等については、両市とも大きな差異はないので、統合までに各施設の担当業務等を確認しておく。			
055177	各種協議会等事務	C	現行のまま存続	両市とも参加対象であるため、新市として各審議会に対応する。			
055181	県立生命の星・地球博物館関係事務	C	現行のまま存続	県による駐車場有料化計画が進まない限り、市側の対応はないため。			
055184	生涯学習関連単位取得奨励事業事務	C	廃止	平成9年度より実施しており、生涯学習奨励と学習活動の促進は果たせていると思われるため、合併を期に廃止する方向で調整する。 なお本事業については、合併後、小田原市のキャンパスおだわら事業(民間委託)の中で検討する。		○	14

(6)環境部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
061144	小田原駅西口喫煙所管理清掃	C	継続実施。	小田原市事業であるが、施設の保全と喫煙所としての不適切な利用を排除し衛生美化促進を図るため継続実施する。			
061145	城址公園周辺喫煙所管理清掃	C	継続実施。	小田原市事業であるが、施設の保全と喫煙所としての不適切な利用を排除し衛生美化促進を図るため継続実施する。			
061146	歩行喫煙実態調査	C	継続実施。	小田原市事業であるが、効果の検証と、今後の啓発活動等施策の検討のため、継続実施する。			
061147	灰皿オーナー制度	C	継続実施。	小田原市事業であるが、オーナーとなっている店舗が多数あること、環境美化促進重点地区内においても喫煙者に一定の配慮を行う必要があることから、継続実施する。			
061148	美化啓発看板管理事務	C	継続実施。	両市同一事務。重点地区内の美化啓発看板の維持管理及び道路等占用許可手続きを取り、啓発看板を設置することで環境美化を促すため。			
061149	美化啓発清掃活動支援事業(環境美化促進重点地区内)	C	それぞれの市の現行の水準で継続実施する。	実施日、実施場所、作業を行うボランティア団体が異なることから、あえて統合は行わず、それぞれの水準で継続実施する。			

061151	ポイ捨て防止キャンペーン (直営)	C	継続実施。	小田原市事業であるが、環境美化促進重点地区での啓発活動は必要であるため、継続実施する。			
061152	自治会・ボランティア清掃受付事務	C	小田原市の水準を適用し実施する。	現行の小田原市の水準を変更し、南足柄市の水準を適用すると、すべての自治会が環境事業センターへゴミを持ち込むことになり、混乱が生じるため、小田原市の水準を適用し実施する。		○	15
061153	自動販売機設置届	C	継続実施。なお、区域は新市の条例に基づき、新たに設定する。	小田原市は市内全域、南足柄市は環境美化促進重点地区内のみと、対象区域が異なることから、新市の設立に伴い改正させる条例において、対象区域を見直すこととする。			
061154	落書き消去支援事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、地域の環境美化にとって必要な事業であり、かつパートナーと協働で事業に取り組むために必要があるため、継続実施する。		○	16
061155	国府津・富士見地区ポイ捨て防止キャンペーン	C	継続実施。	小田原市事業だが、地域の美化を推進し、美化意識の高揚を図るために必要な事業であるため、継続実施する。			
061158	ポイ捨て禁止看板貸出事務	C	継続実施。	小田原市事業であるが、ごみのポイ捨てに関する美化啓発看板の貸出を行うことにより、地域美化を推進及び美化意識の高揚を図るため実施する。			
061159	空閑地の管理依頼	C	継続実施。	両市同一事務。空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請し、空き地を良好な状態に保つため。			
061162	美化啓発看板管理	C	継続実施。	既設の看板等を掲示するにあたり必要な事業であるため、継続実施する。			
061163	海岸美化充実・強化検討会議	C	継続実施。	小田原市事業であるが、海岸美化の推進に当たり必要な事業であるため、継続実施する。			
061164	海岸美化事業負担金	C	継続実施。	小田原市事業であるが、かながわ海岸美化財団の美化活動事業に対する負担金を支払うことで海岸の美化推進と美観の保護の維持に繋がるため。			
061165	海岸清掃受付	C	継続実施。	小田原市事業であるが、海岸美化のためには、自治会等による海岸美化を支援することが必要であるため、継続実施する。			
061166	大気汚染緊急時の対応事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	両市ともに事務を行っているが、小田原市の対応の方が細やかであるため。			
061167	酸性雨測定事業	C	継続実施。	小田原市事務であるが、継続実施とし、測定頻度は1回/月として事務内容を少なくし、人工の削減を行い、合理化を図る。			
061168	大気汚染防止法に基づく事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(大気汚染防止法)のため、小田原市の事務処理を適用し実施。また、県の大気汚染の常時監視測定局は法令上必要であるため、2測定局となる。			
061169	大気汚染防止法に基づく工場立入調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(大気汚染防止法)であるため、現状のまま継続			
061170	大気環境調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	大気環境調査による把握は必要のため ・継続実施とするが、測定は新市全体を調査範囲とし、測定地点を見直す。			
061171	ダイオキシン類調査事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	・両市とも行っている事務であるが、調査内容が新市の実状にあっていると考えるため。 ・調査地点の内容は、他の事業と合わせて調整する。 ・ダイオキシン類対策特別措置法の移譲市でない類似団体において、一般環境調査にて大気、水質、土壌、底質の調査を行い、市内の状況確認を行っているため。			
061172	水質汚濁防止法に基づく事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の事務処理方法を適用する			
061173	水質汚濁防止法に基づく工場立入調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の事務処理を適用し実施する。水質事故等の未然防止の観点から、年間計画を立て、それに基づき行う。			
061174	河川水質調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	・常時監視は特例市事務(水質汚濁防止法)であり、南足柄市には常時監視測定地点が無いので、小田原市の水準で継続。 ・自主調査は両市で実施しているが、両市の地点数、頻度、項目を見直して実施する。			

061175	生活排水処理計画に関すること	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	・今後事務事業を進めるうえで、南足柄市の事務処理方法が最適なため ・一般廃棄物処理基本計画から独立させ、生活排水処理計画を単独とし、し尿・浄化槽汚泥に関しては両市の現状を考慮する。			
061176	海域水質調査事業	C	継続実施。	特例市事務(水質汚濁防止法)であるため			
061188	地下水汚染対策事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	常時監視は特例市事務(水質汚濁防止法)のため、小田原市の水準で実施し、神奈川県が行っている南足柄市の地下水常時監視(10地点)を引き継ぐ。			
061201	他法令等に基づく申請への所管法令に係る意見回答事務	C	継続実施。	所管法令上、指導が必要な場合があるため、小田原市の水準を適用し実施する			
061203	環境白書(環境報告書)の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。(掲載項目、作成頻度、発行時期、発行形態、発行部数など)製本配布のほかにホームページへの掲載も行う。	より多くの市民に情報提供を行うため。(所管している法令や条例に基づく測定等に関して掲載することとする。PRTRや産廃に関しては県が所管しているため、掲載しない。)			
061204	環境保全・公害協議会事務	C	継続実施。	参加する会議体は同一のため、新市として、継続実施する			
061205	公害防止協定に関する事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	公害防止協定の仕組みは存続させるが、新市となることから、既存の協定は一度無効とし、新たな協定内容、新たな対象事業所とし、新協定として締結し直すこととする。			
061207	神奈川県自然環境保全条例に関する事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し実施する。	県からの移譲事務であり、小田原市より南足柄市の移譲権限の範囲が大きい。			
061209	環境都市宣言の取扱いに関する事務	C	廃止。	小田原市に編入合併のため廃止。新市における宣言については、合併後に検討。			
062101	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	B	当面の間、新市と足柄下郡3町及び新市と足柄上郡5町の2つの枠組みを継続する。	小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町とごみ処理広域化を目指しているが、それぞれの事業進捗に差があるため、当面の間、新市と3町、新市と5町の枠組みを継続していく。 なお、県西地域全体のごみ処理広域化のあり方については、今後の状況を踏まえ検討していく。			
062102	あしがら上地区資源循環型処理施設整備事業	B	当面の間、新市と足柄下郡3町及び新市と足柄上郡5町の2つの枠組みを継続する。	小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町とごみ処理広域化を目指しているが、それぞれの事業進捗に差があるため、当面の間、新市と3町、新市と5町の枠組みを継続していく。 なお、県西地域全体のごみ処理広域化のあり方については、今後の状況を踏まえ検討していく。			
062141	ごみ集積場管理謝礼金・資源化分別収集協力金支払い事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	当面制度を維持していくことを考えれば、世帯数やごみ集積場が多い小田原市の現行制度の方法で統一するのが現実的である。			
062174	焼却施設管理運営事業	B	当面は両市それぞれの施設を継続する。	ごみ焼却施設の維持管理は、両市とも基本的に変わらない。しかし、ごみの発生量、ごみ分別方法の違い、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、当面はお互いの処理を継続する。			
062177	一般廃棄物処理施設整備事業	C	現在の事務処理を継続。	小田原市清掃工場は、老朽化が激しく早急に延命化工事を行わなければ市民生活に多大なる影響を及ぼす可能性がある。早期の完成のためにも現在の処理を継続することが最良である。 また、交付金の交付期限である平成31年度までに工事を終了させる必要がある。			
062183	小動物焼却施設維持管理	C	現行のまま存続。	南足柄市に処理施設が無い場合、市民サービスの維持を目的とし、既存サービスを継続する。			
062184	周辺対策事業	C	現行のまま存続。	焼却施設等については一般的に好まれない施設であるため、地元の協力が無ければ運営が難しくなる。地元の協力を得るためにも、地元協議は存続しなければならない。			
062187	施設見学・視察対応	C	現行のまま存続。	焼却施設等の社会的インフラ設備については、小学4年生の授業で学習するほか、他自治体の研修や市民への環境意識啓発に不可欠のものであるため、見学を受け入れる。			
062190	焼却灰等放射線濃度測定	C	現行のまま存続。	小田原市は県外へ灰を搬出しており、協定書等で測定が義務付けられているため、実施しなければならない。 南足柄市でも、市民の不安を払拭するためにも、測定は継続実施する。			

062193	立入調査等対応	C	現行のまま存続。	立入調査箇所や回数は、県が定めているため、市で変更できるものではない。 県の動きに合わせて事務処理が発生するため、現段階では、調整することはできない。			
062195	リサイクルセンター等管理運営事業	C	現行のまま存続。	ごみの発生量、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、まずはお互いの処理を継続する。			
062199	不燃物受入事務	C	各施設において、現行のまま事務を実施する。	ごみ処理方法に若干の違いが見受けられるため、その市の処理方法に合わせた分別が必要となる。			
062205	堀ヶ窪埋立処分場・最終処分場管理運営事業	C	現行のまま存続。	廃棄物の埋立処分場は、法で定められた事務があるほか、周辺対策事業の実施も必要であり、その処理施設特有の事務処理が発生するため、双方の施設で実施する事務を存続する必要がある。			
062215	焼却灰等積替事業	C	現行のまま存続。	小田原市にしかない事務であるが、灰の処分先がないため、現行を存続する。			
062217	中村原・福泉・雨坪処分場維持管理業務	C	現行のまま存続。	廃止予定の埋立処分場であり、休止しているため、他に活用方法がない。			
063112	特定外来生物の対応事務	C	小田原市の水準を適用し実施する	63110[捕獲動物の殺処分事務]において、直営の殺処分を行わないこととしたので、直営の捕獲はメリットがなくなるため、箱わなの貸出により対応する 広報については、61142[環境美化週間事業]において、環境フェアを廃止としたため、広報紙による周知とする。			
063113	その他の野生生物に対する対応事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。			
063114	生物多様性に関する事務	C	継続実施とする	小田原市の事業であるが、ネットワークからの情報共有は今後も必要と考えられるため継続とする			
063115	生態系保全回復に関する事務	C	継続実施とする	小田原市の事業であるが、例年実施している事業であり、今後も実施していく必要がある。			
063116	野猿監視・追払い・捕獲事務	C	小田原市の水準を適用し実施する	63117[鳥獣被害防止対策協議会・野猿対策協議会への補助金等算出事務]において、小田原市鳥獣被害防止対策協議会と南足柄市野猿対策協議会を統合することとしたので、南足柄市分は新協議会で対応し、委託による小田原市の野猿対策は現行のとおり継続実施とする			
063120	害虫駆除事業	C	小田原市の水準を適用し実施する	小田原市の水準を新市全体に適用する。 ユスリカについては新市全体に範囲を拡大するが、消毒する水路は見直しを行い、歳出を抑える。		○	17
063122	公衆便所管理事業	C	現行のまま継続実施とする	小田原市事業であるが、継続して実施する。ただし、利用実績に基づき、頻度の低い場所については廃止を検討する。			
063124	墓地経営許可事務	C	小田原市の水準で実施する。	合併後はひとつの市となり、同じ条例等で運用することとなるため			
063127	市有施設浄化槽法定検査事業	C	南足柄市の水準を適用し実施する	事業内容に差異はないが、所管部署が異なっており、事業所管を庁舎管理部門とすることで、事務の合理化を図るため。			
063131	案内板管理	C	現行のまま存続	小田原市斎場への案内板は、新斎場でも必要なため			
063182	足柄上衛生組合との連絡調整および三者会議に関すること	C	足柄衛生センター(足柄上衛生組合)は、構成団体を足柄上地区の1市5町としているため継続する。	足柄衛生センター運営協力会(生活環境部会)、足柄衛生センター施設整備検討委員会及び三者会議は、足柄上地区1市5町や地元自治会を構成団体としているため継続するが、将来的に足柄衛生センターの取扱いを検討する。			
063184	浄化槽清掃業許可事務	C	現行のまま継続実施とする。	事務内容は法定事務のため2市間では差異はないため			
063186	し尿処理事業	B	現状のまま、継続実施とする	扇町クリーンセンター、足柄衛生センターで現状のまま処理し、将来的に施設の統合を検討する			

(7)福祉医療部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
071101	社会福祉協議会補助金に関する事務	C	現行を引き継ぐ	実施方法等について、両市共通であり、事務の混乱等を防ぐため、現行を引き継ぐ。			

071102	遺族会補助金に関する事務	C	実地方法等について現行を引き継ぐ。	実地方法等について両市共通かつ最適のため、新市においても現行を引き継ぐ。また類似団体事例とも大きな違いはないため、他に方針案はない。			
071103	原爆被災者の会補助金に関する事務	C	小田原市原爆被災者の会の事業費に対し補助する。	毎年、5月に補助金交付申請を受け付け、交付決定し、1月以内に補助金を交付する。年度終了後、実績報告書の提出を受け、確定通知書を送る。実地方法等については、類似団体事例とも大きな違いはなく、現行が最適であるため、他に方針案はない。			
071116	赤十字事業	C	より良い水準項目の事務処理方式を適用する ※統一に課題の多い「赤十字社員増強運動」に移行期間を設ける。	双方の実施水準を比較し、より住民への利益があると思われる現況に統一する	○	○	18
071119	国民生活基礎調査事業	C	要綱・調査方法等、実施については、国が定め県に通知し、市町村は協力するものであることから調整の必要はない。				
071121	福祉避難所協定事業	C	小田原市の現況を適用	市民サービス向上のため、小田原市の実施水準を適用		○	19
071122	地域見守り活動事業	C	現行を引き継ぐ	現状、協定を結んでいる業者と新市においても協定を結び、市が協定を結ぶにあっても県の実施方法に基づいていることから、新市においても現行を引き継ぎ実施する。よって他案はない。			
071123	社会福祉法人認可・監査に関する事務	C	本事務の担当課を1課に集中する。	法人に対する指導の一貫性を確保するため、1課集中型を適用			
071125	社会福祉基金管理事務	B	小田原市社会福祉基本条例に基づき管理を行う。	制度を複雑にしないために、すべての基金を一つにまとめる。			
071127	福祉施設の補修に関する協定に基づく施設補修	C	小田原市域内にある施設を対象とする。	本事業については、小田原市防災協定団体協議会事業の一環として当該団体の厚意により実施されているものであるため、行政主体で協定内容を調整するものではない。			
071130	福祉・健康協議会事業	C	廃止	類似団体にも同様の組織がなく、必要性が乏しいため廃止する。		○	20
071133	行旅病人・死亡人の取り扱い	C	事務処理等、現行を引き継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引き継ぐ			
071185	学習支援事業	C	契約を一本化する 実施場所3箇所をまとめて執行する	契約を一本化することで、委託料及び事務処理量の軽減を図る			
071186	法外援助事業(旅費支給事業・行旅病人扶助)	C	事務処理等、現行を引き継ぐ	社会福祉協議会事業であり、市の裁量がないため現行を引き継ぐ			
071191	生きがいふれあいフェスティバル開催事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	現行の方式が事業目的を達成する上で最適と考えるため、現行を継続する。また、類似団体事例もなく現行が最適のため、他案なし。		○	21
071197	産婦人科医療施設整備費補助金に関する事務	C	単年度事業のため廃止	単年度事業のため廃止			
072107	敬老行事実施事業	C	当面、市域別に両市現行事業を併用実施するため、事業実施に当たっては両市それぞれの事務処理方法を適用し、5年を目途に調整する。	072048「敬老行事補助金」(Aランク事業)の方針案を踏まえ、事業実施に当たっては両市それぞれの事務処理方法を適用する。			
072113	シルバー人材センター運営補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072029「シルバー人材センター補助金」(Aランク事業)の方針案1のとおり、合併後の市域で一つの組織となるよう働きかけをしていくが、その他事務処理に関しては小田原市の事務処理方法を適用する。			
072114	老人クラブ活動補助事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072030「老人クラブ連合会補助金・助成金」、072031「単位老人クラブ運営費補助金・助成金」(Aランク事業)方針案に基づき、その他事務処理については小田原市の事務処理方法を適用する。			
072115	老人クラブ連合会との事業調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	団体の自立を促すため、また行政改革の趣旨からも、市が事務局を担うのではなく、運営費の一部を補助する小田原市の事務処理方法を適用する。			
072127	認知症家族のつどい	C	新たな実施水準に再編する。 (実施方法や開催回数、開催場所等を見直す)	小田原市は小田原保健福祉事務所と共催で実施、南足柄市は南足柄市社協と共催で実施しているため、共催している関係機関との調整を図りつつ、実態に沿った実施方法に見直す。	○	○	22
072128	認知症支援推進事業	C	小田原市の事務処理方法を運用する。	サポーター養成講座終了者等を対象としたフォローアップ研修の実施等を行なっている小田原市の事務処理方法を適用する。		○	23
072130	老人ホーム入所判定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072016「小田原市老人ホーム入所判定委員会(附属機関)」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理方法を適用する			
072132	食の自立支援事業(任意分)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		○	24
072133	認知症予防事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	参加者及び評価方法が多い小田原市の事務処理方法を適用する。 (実施回数については、両市合わせて年10クールを想定)		○	25

072134	ウォーキング教室	C	新たな事務事業に再編する。	オプションとして実施していた事業であり、高齢者筋力トレーニング事業などの事務事業に再編する。			
072136	高齢者筋力向上トレーニング事業	C	新たな実施水準に再編する。 (両市で実施しているそれぞれの事業を、新市において再編して実施する)	利用者の多い小田原方式を取り入れるが、地域に根付いた活動を広げるため、南足柄市の転倒骨折予防教室地域型を取り入れる。(筋力向上トレーニング(ストレッチ・マシン・プール)を南足柄市域でも1箇所行い、転倒骨折予防教室の地域型を小田原市域でも行う。)	○	○	26
072137	高齢者体操教室開催事業	C	新たな実施水準に再編する。 (両市で実施しているそれぞれの事業を、新市においても実施する)	一般参加型については、南足柄市域においても会場を固定して実施するとともに、小田原市域においても、地域型での実施について調整する。	○	○	27
072138	いきいき健康事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域介護予防活動支援事業として整理し、南足柄市が実施している事業は、小田原市の地域型筋力向上トレーニング事業に編入する。			
072139	介護予防普及啓発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実施回数や参加者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。		○	28
072140	口腔機能の向上	C	新たな事務事業に再編する。	足柄歯科医師会の今後の動きも踏まえつつ、072139介護予防普及啓発事業(おくちの健康フェスティバル)や072176通所型短期集中事業などの事務事業と再編する。			
072141	地域介護予防活動支援事業・生きがいと健康づくり推進事業	C	新たな事務事業に再編する。	介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化するため、既存事業を再編して実施する。	○	○	29
072143	ふれあい担い手発掘事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072037「ふれあい担い手発掘事業補助金」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理方法を適用する。			
072145	高齢者の健康に関する事業	C	新たな事務事業に再編する。	事業内容を踏まえ、他事業と統合するなどの見直しを図る。(Aランク事業方針案1)			
072146	要介護者高齢者へのケースワーク	C	現行のまま存続する。	両市、ほぼ同様の取り組みを行っている。			
072147	コアメンバー会議開催	C	現行のまま存続する。	法律に基づくものであり、廃止ということはない。また、内容的に大きく変更できるものでもない。広域的になるので開催場所やメンバー等は考え方を整理しておく必要がある。			
072150	認知症地域支援推進員設置事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	認知症地域支援推進員の業務内容は同様であるが、非常勤特別職として設置していることで、専門的な業務の遂行が期待できる小田原市の事務処理方法を適用する。			
072151	認知症ケアパス構築事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	先行して作成する南足柄市のケアパスを活用する。			
072152	認知症初期集中支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実績の多い小田原市の現状を維持する。			
072153	認知症支援アクションミーティング	C	新たな事務事業に再編する。	民間主導で実施している「認知症をにんちしよう会」関連事業など、他の認知症支援事業に再編する。			
072154	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	C	現行のまま存続する。	実施手順等同様のため。			
072155	介護保険施設等整備費補助事業	C	現行のまま存続する。(ただし、市単独事業のあり方については、別調書にて検討)	両市とも同様の事業を実施しているため、現行のまま存続する。			
072158	要介護認定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	申請から判定まで、両市の事務処理方法に大きな差異はないが、訪問調査委託料等の事務については小田原市の事務処理方法を適用する。(認定審査会と訪問調査についてはAランクで協議)			
072169	居宅介護支援事業者補助事業(住宅改修支援)	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	法人が市に行う申請回数を年に1回とする、南足柄市の事務処理方法を適用する。	○		30
072172	介護予防把握事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	詳細に要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見することができる小田原市の事務処理方法を適用する。		○	31
072173	地域リハビリテーション活動支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	リハビリテーション専門職の視点での助言・指導の機会を設けるため、小田原市の事務処理方法を適用する。		○	32
072178	生活支援体制整備事業	C	現行のまま存続する。	両市で事業水準が同様のため、事業を現行のまま存続する。			
072179	高齢者栄養改善事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者の低栄養状態の予防・改善のため、新市においても実施するが、会場等については老人クラブ連合会と調整する。		○	33
072180	ケアタウン推進事業	B	現行のまま存続する。	小田原市域については、引き続きケアタウン推進事業を実施する。南足柄市域については、今後検討をしていく。			

072213	介護保険事務処理システムに関する事務	C	小田原市のシステム運用方法を適用する。	072044「介護保険事務処理システム」(Aランク事業)の方針案に基づき、その他事務処理についても小田原市の事務処理方法を適用する。			
073101	障がい者相談支援事業	C	2市の相談支援事業所より新たに委託事業所を選定する。	すべての事業所に公平に機会を与える。	○	○	34
073107	ノーマライゼーション理念普及啓発事業	C	現行の方法(予算)で実施する。	サービス水準の維持(歳出増の抑制)。		○	35
073111	成年後見制度利用支援事業	C	現行の方法を継続する。	現在、同じ基準で行っている。			
073118	市重度障害者等福祉年金事務	C	給付額は減額するが、実施方法等は現行を維持する。	南足柄市のみで行っている事業のため。			
073132	障害支援区分認定等事業	C	現行の実施方法を継続する。 ※認定審査会自体については第6回協議会で検討予定。	両市とも、ほぼ同じ方法で実施しているため。			
073142	手話通訳者等派遣事業	C	小田原市の事務を継続する。派遣事業については、統合して実施。設置事業については、現行の1名を維持。手話要請講座についても継続して行う。	市民サービスの低下を防ぎ、歳出額も現行を維持する。		○	36
073148	重度障がい者緊急通報システム事業	C	小田原市の基準で実施する。実施方法も同様。	類似団体のうち2市がほぼ同じ条件で実施しており、小田原市の給付水準を維持するため。		○	37
073149	障がい者食の自立支援事業	C	小田原市の給付条件で実施する。対象者が南足柄市にいないため、実施方法・対象基準等は小田原市の条件で行う。	小田原市の給付水準を維持することができる。南足柄市では実績がないため、歳出額の増額等はないと判断。			
073152	重度障がい者訪問入浴サービス	C	小田原市の実施方法により実施(事業者からの請求により地域生活支援事業費として支払い、本人負担分は事業者へ直接支払う)。申請の際には個人番号(マイナンバー)を記載させる(条例に規定)。	歳出及び事務の削減。		○	38
073158	障がい者歯科二次診療所管理運営業務	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073159	心身障害者歯科検診事務	C	廃止する。	小田原市は、小田原医師会と協議し廃止した経緯がある。また、類似団体3市とも実施していないため。		○	39
073160	障害者地域活動支援センター支援事業	C	小田原市の水準に合わせる。南足柄市の実施方法の委託を補助金に改める。	必須事業の地域活動支援センター事業を継続する。			
073161	障害福祉サービス等地域活動拠点事業所支援	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法・対象団体等は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073165	障害者就業生活支援センター補助事業	C	補助事務の一本化(現行、南足柄市は負担金を支出している。)実施方法・対象団体等は現行を維持する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。事務処理は、一本化される。			
073169	障害者団体運営費補助事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073170	障害者スポーツ振興事業費補助事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073172	障がい者スポーツ・レクリエーション事業	C	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	小田原市のみで実施している事業のため。		○	40
073173	知的障がい者サークル活動事業	C	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	歳出額の増加を抑える。		○	41
073184	医療費助成協力費補助事業	C	現行の実施方法を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073185	障害者グループホーム等設置費補助事業	C	現行の実施方法を維持する。	両市ともに同じ事業を行っているため。			
073186	障害者地域生活サポート事業	C	現行の実施方法を維持する。	南足柄市のみで実施している事業のため。			
073191	障害児通園施設運営事業	C	小田原市のつくしんぼ教室、南足柄市のくまさん教室を別々の事業所として運営する(現行のまま継続する)。小田原市は児童発達支援、南足柄市は児童発達支援と放課後デイサービスを提供する。	各々の事業所で利用者がいるため、現行のまま継続する。			
073206	保育所、幼稚園等巡回訪問	C	小田原市の水準を適用する。	施設数や対象児童数が多く、臨床心理士による巡回訪問を行っている小田原市の水準で実施する。			
073208	国保連請求システム	C	現行の方法を維持する。	両市とも同じ内容・同じシステムを使用しているため。			
073211	障がい者自動車運転免許取得費助成・下肢等障害者自動車運転訓練補助事務	C	現行の実施方法を維持する。	対象者に違いがあるが、事務手続きについては同じため。			

074103	看護職員人材育成支援事業	C	現行の小田原市の事務処理方法を適用する	金額が大きい補助金と同様に、補助金の交付回数を分けることで財政への影響が少ない。			
074105	神奈川県柔道整復師会小田原支部運営費助成	C	廃止	南足柄市への申請、交付であるので、合併した場合申請根拠がない。			
074108	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	新市において、小田原市の事務処理方法を適用し、南足柄市の負担金を支出する事務はなくなる。補助団体に対しては従来通り事務を実施することで、及ぼす影響は少ない。			
074109	救急医療機関外国籍市民対策費助成事業	C	現行のまま継続	両市とも事務処理方法に差はないので、現行のまま継続する。			
074110	休日・夜間急患診療所助成事業	C	合併後は、南足柄市の受診者数を加え、新市の負担額を算定する。	診療所等の負担額は、小田原市及び足柄下郡3町の受診者数により算定しているため、合併後の新市の負担額には南足柄市の受診者分を加える必要がある。			
074113	足柄上医師会事業負担金	C	現行どおりとする	合併に際し、足柄上医師会のあり方について検討していただき、併せて負担金のあり方についても検討する。			
074114	足柄歯科医師会事業負担金	C	現行どおりとする	合併に際し、足柄歯科医師会のあり方について検討していただき、併せて負担金のあり方についても検討する。			
074115	南足柄市医師連盟助成事業	C	現行どおりとする	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。			
074116	南足柄市歯科医師連盟助成事業	C	現行どおりとする	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。			
074119	食生活地域普及活動	C	南足柄市の食生活改善推進団体への助成金は、委託料に変更する。小田原食品衛生協会への委託料は残す。	両市の活動を継続しながら、拡大させるため。			
074123	地域げんき作戦活動助成事業	C	現行のまま継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	現在、小田原市においては、南足柄市と同様に単位自治会へ助成金を支出して地域の健康づくりを推進する事業がないため、現状においては事業のあり方を検討することが難しい。			
074163	健康情報システム管理運用事業	C	事務事業調整調書074066において決定されたシステム(データ保有数、端末利用数が多い、小田原市のシステム)を運用する。	データ保有数の多い小田原市に合わせることで、移行データ数が少なくすむため、移行時間やトラブルの軽減になる。クライアント端末の設定に関する作業が容易かつ迅速に安価で対応できる。			
074168	4か月児健康診査事業・3か月児健康診査事業	C	腎エコー検査を実施している小田原市の実施方法を適用する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。ブックスタート事業の実施について検討する。	腎疾患については早期発見、早期治療が大切であるため、腎エコー検査を健診に合わせて実施する。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		○	42
074169	8～9か月児健康診査事業／お誕生日健康診査事業	C	現行のまま継続するが、対象者の月齢を両市の水準に合わせる。	月歳期間が長いほうが未受診者も少なくなる可能性があるため、対象月歳を拡大する。	○	○	43
074171	1歳6か月児健康診査事業	C	健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する	○	○	44
074172	2歳児歯科健康診査事業／2歳児歯科相談事業	C	小田原市の実施方式である歯科健診及び歯科指導を実施する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、南足柄市の健診回数を増やす。	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査のはざまになり、う蝕が増加しやすい時期になるため、予防の観点からも健診として実施する。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		○	45
074174	3歳児健康診査事業	C	対象月に3歳6か月になる児を対象とする。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	視聴覚検査の内容をほぼ正確に理解できる3歳6か月児に実施することが、妥当と考える。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	○	○	46
074175	乳幼児事後検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	小児科専門医がいる小田原市で実施する		○	47
074176	乳幼児精密健康診査事業	C	現行のまま継続	両市の事務処理方法に差異がないため			

074177	4・5歳児尿検査事業	B	南足柄市の対象者を加えて実施する	小田原市の実施水準に合わせる		○	48
074178	妊婦健康診査	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の補助額のほうが1回当たりの健診料に無駄が少ない		○	49
074179	妊婦健康相談事業	C	廃止	No074180子育て世代包括支援センター事業及びNo074189育児相談事業に統合するため			
074181	妊婦歯科健康診査事業	B	現行のまま継続	妊娠中からの口腔衛生の管理は歯周病やう蝕予防で必要であるため、小田原市の水準に合わせて実施する。		○	50
074182	ママパパ学級／ママパパクラス	C	両市の実施方法を合わせる。 調理実習は継続する。	両市の良い面を合わせて実施する。 調理実習を行うことで妊娠中からの食育が可能となる。	○	○	51
074183	子育て応援講座	C	小田原市の実施方法を適用する	母親に対しては、No074205南足柄市の離乳食講習会事業に替えて実施する。		○	52
074184	1歳6か月児健診フォロー教室	C	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	対象者の月齢については、1歳6か月児健康診査の次の健診である3歳児健康診査の対象月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		○	53
074185	3歳児健診フォロー教室	C	小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	対象者の月齢については、3歳児健康診査の対象月齢と就園月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。		○	54
074186	母子健康手帳交付事務	C	両市の子育て世代包括支援センター及び南足柄市のサービスセンターで交付する	妊婦の利便性を考慮し、既存の交付場所を引き継ぐ。			
074187	ママパパ子育て知恵袋メール配信事業	C	現行のまま継続	既に実施している小田原市の内容に合わせる			
074188	個別心理相談事業(親子心理カウンセリング)	C	現行のまま両市で継続して実施する。 会場は両市の既存施設とし、対象児の居住地により割り振る。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する			
074189	育児相談事業	C	現行のまま両市で継続して実施する。 会場は両市の既存施設とし、対象児の居住地により割り振る。	保護者の利便性を考慮して両市で実施する			
074190	母子訪問指導事業／妊産婦・新生児訪問事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	対象者を小田原市の水準に合わせる		○	55
074191	母子継続看護事業	C	現行のまま両市で継続して実施する	乳幼児健康診査を両市で実施するため、健康診査を担当する保健師が訪問するほうが容易に相談に応じられ、保健指導を実施することができる。 居住地に近い施設の保健師が関わることで、今後の乳幼児健康診査等につなぐことができる。			
074194	不育症治療費助成事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する	申請期限の長い南足柄市の水準とすることで、小田原市民のサービス向上となる。	○		56
074196	神奈川県公衆衛生協会負担金交付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	合併後も事務を引き継ぐため			
074198	かながわ健康財団腎・アイバンク推進事業負担金交付事務	C	現行のまま継続	両市の事務処理方法に差異はないため調整なし			
074201	医師連盟との連絡調整事務	C	合併に際し、連盟のあり方について検討していただく。	医師連盟は任意の団体であることから、組織の在り方について検討していただく。			
074202	歯科医師連盟の連絡調整事務	C	合併に際し、連盟のあり方について検討していただく。	歯科医師連盟は任意の団体であることから、組織の在り方について検討していただく。			
074203	実習生指導／学生指導事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市の実施分についても負担金を徴収することで、歳入増を図る。			
074205	離乳食講習会事業	C	廃止	No074183小田原市の子育て応援講座事業に合わせて実施するため	○		57
074206	産科医師分娩手当補助事業	C	現行のまま継続	法律に基づき実施している事業であるため、現行の事務処理方法で実施する。			
074207	乳児家庭全戸訪問事業	C	現行のまま両市で継続して実施する。 南足柄市においても連絡会を月1回開催する。	訪問員の連絡会を月1回開催し、訪問結果の共有等を図る。			
075105	国民健康保険高額療養費貸付事務	C	廃止	国民健康保険高額療養費貸付基金廃止による。			
075131	国民健康保険事業協力補助金交付事務	C	現行どおり	事務処理方法については、類似団体事例に例もなく、現在の方法が最適と思われるため。			

075193	保険料(税)の納付に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 合併後の基幹システムの整備においてコストが低く抑えられるとともに、システム運用上の変更が最小に抑えられる。 介護保険料は約9割、後期高齢者医療保険料は約7割が特別徴収対象者であり、費用対効果が低いためコンビニ収納は実施しない。	コスト削減が見込まれるため。		○	58
075194	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 介護保険法第135条第3項の準用により、4月より新たに特別徴収が開始される者には仮徴収を行わなければならないので、特別徴収開始通知書の送付が必要となる。	市民サービス向上のため。		○	59
075198	後期高齢者医療保険料減免に関する事務	C	現行どおり	広域連合条例等に基づく事務のため相違はない。			
075205	後期高齢者医療システムに関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、システムの取り扱い内容に相違はほぼない。			
075206	後期高齢者医療保険資格管理・被保険者証に関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075208	後期高齢者医療保険短期被保険者証に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、滞納期数が3期以上の被保険者を短期証対象者とする。	短期証対象者となる滞納数を3期以上かつ、滞納分を完納するまで短期証扱いとすることで、保険料収納率の向上を図る。	○	○	60
075209	後期高齢者医療保険限度額適用認定証・特定疾病療養受領証に関する事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075210	後期高齢者医療保険基準収入額適用申請事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075211	後期高齢者医療保険扶養控除事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075213	後期高齢者医療保険料所得照会事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075214	後期高齢者医療保険給付関係事務	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075217	後期高齢者医療費助成事務(地方単独事業)	C	現行どおり	法令に基づく事務のため、内容に相違はない。			
075222	後期高齢者医療制度事業補助金に関する事務	C	現行どおり	事務処理上の差異はないが、対象事業は異なる。 (南足柄市対象事業の人間ドック助成事業については、Aランク事業(No.75025)にあり)			
076101	診療科目【標榜科目25】等	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076102	職員構成	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076103	職員の人事に関する事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076104	看護師等奨学金事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076109	院内保育所運営管理事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076110	各委員会等事務局事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076111	病院職員の給与、福利厚生、各種手続事務(被服、売店、食堂等を含む)	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076112	職員健康診断事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

076114	臨時職員の雇用・労務管理事務(社会保険・雇用保険・労災保険、労働災害を含む)	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076115	臨床研修事務 専門医制度事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076116	他院との連携事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076117	国・県補助金に関すること	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076118	医療安全関係事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076119	感染対策事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076147	医療情報システムの管理等事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

(8) 子ども青少年部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
081104	児童遊園地、青少年広場管理補助事業	B	児童遊園地については、両市の管理・運営方法をそれぞれで継続する。青少年広場については、行政の直営管理を継続する。	児童遊園地については、両市におけるこれまでの管理方法が大きく異なるため。			
081105	児童館維持管理事業	B	現行の管理・運営を継続して実施する。	引き続き自治会の用途を継続していく必要がある。			
081106	ファミリーサポートセンター管理運営事業	C	小田原市の実施水準(産前産後家事支援を含む)により統合し、委託先を1カ所にする。	サービスの向上と財政負担の軽減を図る。		○	61
081108	地域子育てひろば(サロン)事業	C	南足柄市域で実施の子育て支援サロンを委託化し、小田原市の例により実施する。	市域全体で実施主体を統一するため。			
081109	子どもにやさしいまちづくり事業	C	地域で見守る体制づくりを引き続き継続し、南足柄市でプレイパークを開催している団体と連携しながら、現在、小田原市が負担金として支出している講師謝礼、傷害保険、消耗品などを市民団体で自主財源を確保(民間基金の活用)することで賄い、開催していく。	市民団体が経費を含め、自主運営ができるよう育成する。			
081112	児童プラザ管理運営事業	B	現行の管理・運営を継続して実施する。	児童プラザのあり方について検討が必要であるが、小学生の室内の遊び場として他に代替えとなる施設がないため。			
081113	子育て情報誌発行事業	C	南足柄市で発行している冊子の製作方法により、新市の子育て情報誌を発行する。	情報を集約するため、情報誌を一つにまとめる。			
081117	要保護児童対策地域協議会事業	C	新市の関係機関で協議会を構成する。実務者会議の構成については、市の福祉関係部局、教育部局、児童相談所、保健福祉事務所とする。	実務者会議については、より関わりの深い、市及び県の関係機関で構成する。			
081126	母の顕彰事業	C	現行のまま継続する。	母のみを対象としている制度の見直しや、新市における候補者の推薦方法について調整・検討する必要があるため、当面の間、小田原市母子寡婦福祉会からの推薦により継続する。			
081163	民間保育所特別経常費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づき交付している補助金であり、2市間の事務処理に差異はない			
081164	保育所運営費加給補助事業・民間保育所委託奨励費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため			
081165	児童用一般生活費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため			
081167	細菌検査事業費・民間保育所検便検査事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の事務処理方法に差異はない			
081169	尿検査事業費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため			
081170	保育支援員設置事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない			
081171	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない			
081172	地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理に差異はない			

081173	民間保育所健康管理体制強化事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081174	要保護児童保育所受入促進事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の事務処理方法に差異はない			
081175	民間保育所運営費緊急支援事業費補助事業	C	廃止	平成28年度で補助事業廃止のため廃止			
081176	障がい児保育費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金に係る方針案を小田原市の水準で存続することとしている			
081177	民間保育所産休明け乳児保育奨励費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている			
081178	時間延長型保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081179	乳児保育推進事業費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている			
081180	一時保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081183	病児・病後児保育事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081185	地域育児センター事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	地域の保育所に通っていない在宅児童のいる家庭への子育てを支援するため継続して実施(南足柄保育園における実施の必要性は合併後に保育所や幼稚園全体で検討)			
081186	認可外保育施設関係事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	児童福祉法に基づく県権限(県事務処理の特例に関する条例により市町村が一部処理)の事務であり、2市間の事務処理に差異はない			
081189	届出保育施設利用者支援事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	県補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081190	民間保育所建設費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081191	小規模保育設置促進事業費補助事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	国補助事業に基づく補助金であり、2市間の事務処理方法に差異はない			
081192	公立保育所管理運営	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	・2市間で基本的に差異はない。 ・保育所の運営委託は、現在、小田原市のみで実施している上府中保育園1園に限定した事業で保育の継続が必要			
081198	臨時職員の任用	C	小田原市の水準を適用する	・任用の運用や臨時職員賃金単価については職員数等から小田原市の水準に準拠する ・待機児童解消やアレルギー対応などの課題対応のため、雇用人数は現状維持			
081200	保育の実施	C	保育の実施に係る計画策定等は小田原市の水準を適用する	・児童福祉法や保育指針等に基づき保育が実施されており、基本的に2市間の取扱いに差異はない			
081202	給食の献立作成及び調理・衛生管理指導	C	小田原市の水準を適用する	・児童福祉法等に基づく業務のため、基本的に2市間の取扱いに差異はない			
081205	園長会議等の開催	C	小田原市の水準を適用する	・現在、小田原市のみで実施 ・公立保育所における業務に対する指示伝達、業務内容の検討や情報交換等を行い、保育等の質の向上に繋げる			
081210	時間延長型保育事業	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	延長保育料の額については、「A81073 延長保育料」の方針案を小田原市の水準を適用するとしているが、延長保育の実施方法等については2市間の取扱いに差異はない			
081223	職員給食費	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	2市間の取扱いに差異はない			
081224	保育関係団体事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	民間事業者が主体となって設置している任意団体である			
081234	一時預かり(ばーば倶楽部)事業	B	現行のまま存続する。	現状で、市外在住者の利用も可能であり、小田原市民も利用(全利用者の約20%)している。			
081238	病児・病後児保育事業整備費補助事業	C	小田原市の水準を適用する	現在、小田原市のみで実施している補助事業であり、当該補助金の方針案を小田原市の水準で存続することとしている			
081239	市保育士会運営費補助事業	C	廃止	当該補助金に係る方針案を廃止とするため			
081240	公立幼稚園園庭開放事業 公立幼稚園における子	C	南足柄市の予算措置を見直し、実施方法等については、現行のまま事業を継続する。	両市ともに公立幼稚園をフィールドとして実施し、事業規模も似通っている。			

082102	新規子どもリーダー研修会・新規指導者研修会	C	他事業と統合し、事業の整理をおこなう。 小田原市では、リーダー研修会と指導者研修会をそれぞれ別事業(別日)として実施しており、新市においては小田原市の事務処理方式を適用する。 ・チャレンジ・アンド・トライ(子どもリーダー研修) ・インリーダー研修(子どもリーダー研修)	単位子ども会数が多いことや現行の実施内容から判断し、両事業を1日で開催することは難しい。			
082105	地域の見守り拠点づくり事業・情報発信支援事業	B	南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市は未実施のため小田原市の事業内容にて実施する。		○	62
082107	放課後児童健全育成事業利用料助成金交付事業	B	助成制度の廃止により関係事務を廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。			
082112	表彰事業	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の教育委員会表彰制度を廃止する。		○	63
082114	青少年と育成者のつどい開催事業・中学生の主張発表事業	B	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。		○	64
082119	指導者養成研修・派遣事業	C	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。		○	65
082121	ジュニア・リーダー育成事業	C	事業実施にあたっては、小田原市の事務処理方式を適用する。	対象年齢に違いはあるが、事業概要は同様のため小田原市の事務処理方式を採用する。 南足柄市の高校卒業者～22歳前後のオブザーバーは、小田原市シニアリーダーズクラブへ移行する。			
082122	シニア・リーダー育成事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市においてもシニアリーダーズクラブの役割が必要となるため			
082123	地域少年リーダー養成講座開催事業	C	南足柄未実施のため小田原市の実施方法にて行う。	学校や世代を超えた交流を図り、地域リーダーを養成していく本事業は、新市においても重要な体験学習事業と位置づけられるため継続実施していく。		○	66
082120	放課後児童健全育成事業運営費補助事業	B	廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。			
082131	JICAボランティア支援事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	A51020 文化振興事業の参加者に対する祝い金(文化政策分科会)の調整方針(案)に基づき、祝い金を廃止する。 その他の実施方法等については、両市差異はないため、現行を引継ぐ。			

(9) 経済部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
091150	伝統的工芸品産業振興支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。				
091151	各種展示会・見本市出展補助事業(販路開拓)	C	現行どおり継続する。	出展を希望している企業が、小田原市内にしかないので現況のまま実施する。			
091152	木製品製造業実態調査事業	C	現行のまま補助する。	木製品業界全体像を継続的に調査することは継続する。			
091153	小田原城名物市開催事業	C	現行のまま支援を継続する。	商工会議所等と協力して事業を実施しているため、現行の小田原市外からの企業が出展する際には別途費用負担等の調整が必要となる。			
091156	ブランド推進事業	B	新市全体としてのブランド認定の制度自体は導入せずに、イベント開催のみ行う。	市としてのブランド認定業務は行わない。ただし合併まではその事業を継続する。		○	67
091158	労働講座	C	雇用に関する法律や制度について市民が無料で参加できる講座を開催する。 神奈川県が県西地域で短期労働講座を開催する年は、県との共同開催を視野に入れて調整する。	南足柄市が類似事業を実施していないことや、参加者アンケートの結果、既存事業の継続要望が高いことから、平成29年度時点での小田原市の事業計画を踏襲する。			
091159	労働団体連絡調整事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、地域労働団体代表者に市政概要を説明すると共に、労働行政に関する情報・意見交換を行う機会として、労働行政懇談会を開催する。	小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。地域労働団体との意見交換の場であり、代替案は想定できない。			

091161	勤労者会館運営管理事業	C	平成29年4月1日を持って用途廃止の予定。	老朽化及び耐震基準を満たしていないため。			
091164	勤労者生活資金貸付事業	B	限度額や借入期間、資金使途がより広い小田原市の制度を踏襲する。	小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。		○	68
091165	ジョブツアー	C	若年者のキャリア教育の機会として、県西地域の高校生に定着している事業なので、小田原市の水準で継続実施する。	県西地域の進路指導協議会・校長会議と連携・協力して実施しており、足柄高校からも多数の生徒が参加しているため、現行の形で継続実施することに特段の支障はない。			
091166	ジョブスタディ	C	若年者へのキャリア教育の機会として、県西地域の高校生に定着している事業なので、小田原市の水準で継続実施する。	県西地域の進路指導協議会・校長会議と連携・協力して実施しており、足柄高校からも多数の生徒が参加しているため、現行の形で継続実施することに特段の支障はない。			
091167	UIJターン就職応援合同説明会事業	C	小田原市の事業を踏襲する。	小田原市のみが実施している事業のため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので、代替案は想定できない。			
091168	若年者雇用マッチング支援事業	C	小田原市の事業を踏襲する。	南足柄市に類似事業がないことから、小田原市の例に従っても特段の使用はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので、代替案は想定できない。			
091169	就職情報提供事業	C	ホームページによる情報提供については、平成29年度に、お仕事ナビを閉鎖し、民間企業が運営する類似システム(成企業ナビ)に小田原市のカテゴリーを作成することで対応することとなっているため、合併後は新たな市域に対応できるようシステム改修を行い、引き続き実施する。紙媒体による情報提供は引き続き実施する。	市民や企業の利便性を考え、小田原市の事業形態を踏襲する。		○	69
091170	就職面接会開催事業	C	新たに誕生する市とハローワーク小田原、ハローワーク松田が共催で、合同就職面接会を開催する。	南足柄市が類似事業を実施していないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事業なので代替案は想定できない。		○	70
091172	「小田原おでん」普及推進支援事業	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業がかかわっている事業に対する支援は継続する。			
091173	小田原木工団地事務	C	現行のまま支援する。	木工関連企業を移転集団化することにより、環境保護と木工産業の振興を図る目的で整備した経緯があるので小田原木工団地からの要望等があった場合、解決手法等を検討するなどの支援は継続する。			
091174	小田原卸商業団地に関する事務	C	小田原市の事務処理を適用し、小田原卸商業団地の組合との調整等を継続する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091175	大規模小売店舗立地法に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを新市の市域に広げる。	法令に基づく事務であることから。			
092113	ウォーキングコース維持管理事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するとともに、「92114ハイキングコース維持管理事務事業」を統合する。南足柄市のハイキングコースについては、経済効果を考慮しながら選定し、維持管理を行っていく。	小田原市の事業は継続して実施する。南足柄市のハイキングコースについては経済効果を考慮しながら選定し、効果の高いコースを維持管理を進めていく。また、経済効果の低いコースについては所管替えも含め再度検討する。			
092114	ハイキングコース維持管理事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、「92113ウォーキングコース維持管理事務事業」に統合する。南足柄市のハイキングコースについては、再度選定し、維持管理を行っていく。	「92113ウォーキングコース維持管理事務事業」に統合。南足柄市のハイキングコースの扱いについては経済効果を考慮しながら選定し、維持管理をお行う。また、経済効果の低いコースについては、所管替えも含め再度検討する。			
092115	小田原宿回遊バス運行事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	新市となっても、来訪者の回遊性の向上は、観光振興の重要な施策の一つとなっているため、継続または、サービス水準を上げる方向で実施する。			
092116	観光施設説明板製作設置事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	観光施設案内板は、来訪者のニーズも高いことから、引き続き整備を進めていく。			
092117	街かどお休み処運営事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	本事業については、来訪者のニーズが高く、また街なかの商店などにご協力いただくことで、市民の意識啓発にもつながるため、廃止または水準を落とす方向は考えられない。			
092118	駅からガイド事業支援事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、新市として継続して実施する。	平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」において、「まち歩き観光の推進」は、リーディングプロジェクトの一つに位置付けられていることから、観光ガイドに対する支援については、水準を落とすことなく、引き続き実施			
092119	小田原城天守閣等Wi-Fi整備事業	C	平成28年度で設置が完了するため、廃止する	事業完了のため、廃止する。			

092120	観光まち歩きアプリケーションの開発・運用事業	C	継続して両システムを継続して運用する。ただし、今後、システムを見直す際には、両市の情報を掲載した新たなシステムの構築を検討する。	両市で運用しているシステムの統合については、多額の費用が想定されることから、当面はそれぞれシステムの運用を行っていく。ただし、今後、システムを見直す際には、新たに両市の情報を掲載したシステムの構築を検討する。			
092123	観光案内所運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する	観光案内所は、今後、観光振興を図る上では欠かせないものとともに、来訪者のニーズも非常に高いため、水準を上げて実施することは考えられず、継続または拡充する方向で運営する。			
092125	観光パンフレット等作成事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業内容を整理して実施する	来訪客に対する情報発信ツールとして、パンフレットは非常に有効な媒体であるため、ある程度情報を整理しながら、継続して発行する。ただし、南足柄市が発効するパンフレットのうち、ハイキングコース等に関する部分については、「092112おだわら散策マップ作成事務」のなかで扱うこととする。			
092127	(仮称)北条五代物語の作成・発行事業	C	平成28年度で事業完了予定	事業が完了するため、廃止とする			
092128	首都圏での歴史コンテンツのPRキャラバン事業	C	平成28年度で事業完了予定	事業が完了するため、廃止とする			
092129	交通事業者等とのタイアップによる観光ツアーの造成及びPR事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	本事業は、費用対効果が非常に高い事業であり、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」においても、「歴史文化コンテンツの活用推進」や「インバウンドの推進」といったリーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げることや、廃止などについては、考えられない。今後も新市として、継続または拡大する方向で実施していく。			
092131	海水浴場管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	本事業については、本市の資源の一つである「海」を活用する数少ない事業であり、毎年、多くの方に利用していただいていることや、海水浴場設置を設置する上で必要最低限の費用を計上しているもので、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。今後も適正な維持管理に努め、継続して事業を実施する以外考えられない。			
092133	小田原動物園管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	飼育動物の引取り等については、引き続き日本動物園水族館協会を通じて情報発信を継続する。			
092134	城址公園植栽管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	城址公園は多くの観光客等が訪れる場所であり、常に適切な植栽の維持管理を行い、景観の維持や来訪者の安全性確保に配慮する必要がある。また、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」でも、本事業を含む「小田原城の魅力向上」は、リーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。			
092137	遊園地運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092138	小田原城天守閣・常盤木門運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092139	小田原城天守閣・常盤木門誘客事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	展示内容の更新や魅力ある特別展等を開催するなど、継続して誘客促進を図る。			
092140	小田原城歴史見聞館運営管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続して実施する。	適正の維持管理に努め、継続して事業を進める。			
092141	小田原城歴史見聞館誘客事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続して実施する。	展示内容の更新を実施し、継続して誘客促進を図る。			
093175	松くい虫防除事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で該当事業がないため。			
093178	バンガロー整備事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象が限定されており、現行のまま新市に引き継ぐものであるため			
093188	ふるさとの森づくり運動運営事務	C	現行のまま継続し、将来的に内容を精査する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093195	東京おもちゃ美術館負担金支出業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093196	木育推進事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。		○	71
093200	伐採及び伐採後の造林の届出受付事務	C	法令に基づく届出及び計画事務のため現状維持	法令に基づく事務のため現状維持とする。			
093204	ほ場整備事業	C	現状維持	生産意欲の高い地域において、農作業の効率性を高めるため、ほ場整備を実施することは必要であるため、現状維持とする。			
093208	農道・用排水路整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市固有の事務のため			

093210	林道整備・維持管理事業	C	現行のまま継続し、将来的に内容を精査する。	市で管理する林道の維持管理はなくなるものではないため			
093211	林道巡視員に関する事務	C	当面現状を維持するが、将来のあり方については地域性を考慮し検討する。	市内主要13路線の林道巡視を関係自治会からの推薦により2年間の任期で巡視を実施している。 担当課職員の減員による随時のパトロールができない状況でこの制度については当面存続する。 林道を適切に管理していく効果は高いと思われるが、南足柄市固有の事務であることから、将来のあり方については、それぞれの地域性を考慮			
093212	松山林道開設事業推進委員会	C	開設事業完了後解散 ・事業完了年度末に解散予定 ・委員会の開催は開設完了後に解散させるため1回開催する。 ・年1回水源を守る会と現地確認を行う。(工事開始前)	・平成31年に事業が完了予定となっているため、開設完了後解散			
093213	酒匂川水系農業用取水組合事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市において該当する事務がないため			
093214	広域農道小田原湯河原線推進協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市において該当する事務がないため			
093233	果樹園地活性化対策推進事業における果樹産地協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093234	生産緑地の指導事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093235	農業委員会連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の農業委員会の方針にもよるが、南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093237	農業協同組合連絡調整事務	C	現状維持	同様の事務内容の為、現行の事務内容を維持する。			
093238	人・農地プラン推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の農業委員会の方針にもよるが、南足柄市ではまだプランを作成していないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093242	利用権設定事務	C	現状維持で継続し、様式や申請方法等について2市間ですり合わせを行う	農業経営基盤強化促進法にかかる基本的な事務は同じなので、様式や申請方法等について事務調整を行う。 新規就農者に関する取り扱いについては、農業委員会と調整が必要。			
093243	JA主催品評会への協力事務	C	現状維持	同様の事務内容の為、現行の事務内容を維持する。			
093245	県照会・回答事務	C	同一事務のため現状維持で継続	同一事務のため現状維持で継続			
093246	森林協会等関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	同一事務のため小田原市の例により統合			
093250	開発に伴う管理者協議事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。			
093251	土砂等による土地の埋立て等に関する条例に伴う許認可事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	両市の事務に違いがない			
093252	林地開発調整事務	C	現状維持	林地開発事業に対して庁内の意見の取りまとめを行う。			
093257	水難救済会支援事業	C	現行のとおり実施する。	神奈川県水難救済会に支払う負担金事務であり、負担金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。			
093259	小田原みなとまつり開催事業	C	現行のとおり実施する。	小田原みなとまつり開催事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093260	小田原特定漁港漁場整備事業	C	現行のとおり実施する。	小田原特定漁港漁場整備事業をしているのは、小田原市だけであり、この事業の実施主体は神奈川県であるため。			
093264	荷さばき施設、加工施設整備事業	C	現行のとおり実施する。	小田原市漁業協同組合が事業主体で進める事業の補助的業務であり、市で受けた国費を交付金として支出する。また、事業の整備も平成29年度完了予定であるため。			
093265	交流促進施設等整備事業	B	現行のとおり実施する。	交流促進施設整備については、平成29年度から工事着手する予定であり、国庫の確保等もほぼ確定しているため。			
093266	(仮称)小田原漁港フィッシングパーク整備事業	B	現行のとおり実施する。	(仮称)フィッシングパークの整備事業については、検討段階であるため。			
093267	各種協議会参画事務	C	現行のとおり実施する。	各種協議会参画事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			

093270	水産市場施設再整備事業	B	現行のとおり実施する。	水産市場施設再整備事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、まだ再整備については、政策決定されていない。			
093272	海岸保全促進事業	C	現行のとおり実施する。	海岸保全促進事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、ゼロ予算事業でもある。			
093274	魚ブランド化促進事業	C	現行のとおり実施する。	魚ブランド化促進事業をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093280	水産関係団体イベントの企画・調整等に関する事務	C	現行のとおり実施する。	水産関係団体イベントの企画・調整等に関する事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。なお、ゼロ予算事業である。			
093283	(仮称)道の駅金太郎のふる里整備事業	B	計画どおり整備する	地域経済活性化のため必要な施設である			
093284	農業嘱託員事業	C	廃止する。	現状も活用されていない制度のため、廃止する。			
093285	農道占用料事務	C	小田原市の事務処理を適用する。	南足柄市の該当案件がなく、小田原市固有の事務であるため			
093286	森林組合関係事務	C	森林組合法に基づいた団体であるため、現行のままとする。	それぞれの組合との連絡調整を行なう。			
094104	農地台帳整備(フェーズ2対応)	C	農地情報公開システムに係るフェーズ2への対応について、現在、両市ともフェーズ2への移行をする方針である。	農地情報公開システムについて、両市とも、全国農業会議所の事業に併せてフェーズ2への移行を進めており、今後もその方向で進める必要がある。			
094122	農地パトロール	C	農地法第30条に基づく事務で、無断転用の早期発見や遊休農地・荒廃農地の解消、農地制度の周知、農地の現地パトロールを事務局及び地区担当農業委員が行うものであり、本事務の実施について調整事項はない。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。ただし、調査方法等については、調整が必要と考えられる。			
094123	利用意向調査	C	農地法第30条に基づく事務で、農地パトロールで把握した遊休農地の所有者に、今後の利用について意向調査を実施するものであり、本事務の実施について調整事項はない。	農地法第30条に基づく調査を、両市ともに実施しており、この実施には問題はない。なお、実施に関して、時期や方法など詳細項目については協議が必要となる。			
094126	改善意見提出	C	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094127	広報紙の発行	B	農地行政、農業施策などの啓蒙・普及を図るため「農業委員会だより」を発行する事業だが、小田原市では実施しており、南足柄市では実施していない。については、合併後の実施の可否が調整内容となる。	小田原市の例を採用する。			
094130	農地有効利用希望者登録制度に関する事務	B	小田原市では、農地有効利用希望者登録制度を実施しており、農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除を年1回、8月に実施している。南足柄市では、同様な制度を持たないことから、本制度を実施するかが調整内容となる。	小田原市の制度を、継続して実施する。		○	72
094131	農業会議農政活動協力金に関する事務	B	農業会議農政活動協力金は、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市と南足柄市の対応が異なるため、その方法が調整内容となる。	小田原市の方式を採用する。		○	73
094132	農地移動適正化あっせん事業	C	農地移動適正化あっせん事業は、現在両市ともに実施しており、その事業内容から継続の可否を検討する。	農地移動適正化あっせん事業は、現在両市ともに実施しており、今後も継続する。			
094133	農地中間管理事業	C	知事から農地中間管理機構の指定を受けた神奈川県農業公社が行う農地中間管理事業については、農地法第36条において農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を定めていることから、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094135	全国農業新聞	C	全国農業新聞は、全国農業会議所が的確な農業・農村情報を提供する目的で発行する新聞であることから事業を継続する。なお、全国農業会議所は、「農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること」を目的に、農業委員会等に関する法律を根拠法として設立されている。	全国農業会議所が的確な農業・農村情報を提供する目的で発行する新聞であることから事業を継続する。			
094136	市民農園整備促進法	C	市民農園整備促進法により、農政課の認定を受けた市民農園について、農地法等の特例があり、農業委員会では総会において承認することとなる。法令に基づく事務のため、調整事項なし。	法令に基づく事務のため、調整事項なし。			
094137	違反転用	C	農地法第51条、農地法第52条の4に基づく事務であり、調整事項はない。	法令に基づく事務であり、調整事項はない。			
094138	農業委員会連合会事務	C	神奈川県農業会議における活動単位として、連合会事業を実施している。	神奈川県農業会議における活動単位として、連合会事業を実施している。このため、継続して実施する以外の選択肢はない。小田原市に編入合併する場合は、小田原市農業委員会連合会として、1委員会、1連合会の形式になる。			

(10) 都市部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
101158	都市計画支援システム	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現行の事務			
102102	神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特定行政庁である小田原市のしくみを適用する			
102104	日本建築行政会議	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102105	神奈川県建築行政連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102106	神奈川県住居表示施行都市協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	県内の住居表示実施市町において、同様の取り扱いとしているため			
102107	神奈川県震後対策推進協議会	C	現行の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に同様の取り扱いとしているため			
102108	西湘地区雑居ビル防火安全対策連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市消防本部が事務局を務めているため			
102109	神奈川県西部特定行政庁連絡協議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市においてこれまで実施しているため また、構成市においても、同様の取り扱いとしているため			
102110	神奈川建築コンクール	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102111	神奈川県長期優良住宅所管行政庁連絡協議会	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102112	建設リサイクル法に係る全体会議	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102113	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例運用調整会議	C	現行の実施方法を適用する	政令指定都市を除く県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102114	違反建築物等の是正指導	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102115	指定確認検査機関に関する業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102116	建築協定関係	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に建築協定条例を制定しているが、南足柄市の建築協定に関する許可や変更等の手続きは県で事務を行っているため、小田原市の実施方法を適用する			
102118	租税特別措置法による土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102119	応急危険度判定に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に同様の取り扱いとしているため			
102124	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市は木造住宅のみを対象に事業を実施していることから、木造住宅をはじめ緊急輸送道路沿道建築物など対象の広い小田原市の実施方法を適用する	○		74
102125	建築物の耐震改修促進法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市及び類似団体においても、国及び県の計画を基に耐震改修促進計画を策定し、耐震化率の目標値を95%と設定していることから、両市の計画を合わせたものとする			
102126	防災啓発事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市は防災制度等の周知のみを実施し、防災査察や個別訪問は県で実施していることから、小田原市の実施方法を適用する			
102127	耐震啓発事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102129	建築基準法に基づく定期報告事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102130	情報システムー建築確認支援システム	C	小田原市のシステムに統合する	神奈川県及び小田原市で同様の取り扱いとしているため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102131	建築基準法に基づく統計・報告	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102132	建築計画概要書閲覧	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			

102136	所管業務に係る法整備事務	C	小田原市建築指導課所管業務に係る条例、規則等を主として適用するが、必要に応じて改正を行う	小田原市の条例、規則等を適用する。 ただし、両市それぞれで制定しているものや南足柄市分の事務事業において県の条例等を適用しているものについては、規定内容について検討			
102137	住宅金融支援機構業務受託事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102139	住居表示実施区域内における町及び字の名称	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、住居表示を実施している類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			
102140	住居表示の管理	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102141	住居表示に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102142	住居表示実施区域内における町界及び町名関係事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため ただし、30年以上住居表示を実施していないことから、関係機関との調整については、類似団体の事例を参考とする必要がある。			
102143	住居表示街区表示板の整備	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102144	建築相談事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102145	建築確認申請等受付	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102146	建築基準法に基づく確認	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102151	建設リサイクル法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102152	省エネ法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102153	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事前協議	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102154	ワンルーム建築物の指導基準に基づく協議事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市、南足柄市共に審査基準を設けているが、小田原市の基準で南足柄市分の基準を包括できるため			
102155	建築物における駐車施設の附置等に関する条例に係る届出事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、類似団体において、同様の取り扱いとしているため			
102157	道路事前窓口相談対応事務	C	現行の実施方法を適用する	同一の法令による取り扱いにつき、統一することが望ましい			
102158	道路事前相談調査・整理事務	C	小田原市の実施方法を適用する	既に小田原市において、必要な行政指導も併せて実施しているため			
102159	狭あい道路整備等促進事業	C	小田原市の実施方法を適用する	道路後退の実効性を確保するため		○	75
102161	指定道路管理業務	C	当面はそれぞれの現行の実施方法を適用する	・小田原市と南足柄市(県)で公開の状況、方法が異なるため ・早期に公開方法や情報データの統合を図る			
102162	被災宅地危険度判定士養成等に関する事務	C	現行のまま継続する	引き続き、新規登録者を増やすとともに、ブラッシュアップ講習会への参加も行う			
102164	開発許可等に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	実際に運用している小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102168	優良宅地造成認定事務	C	小田原市の実施方法を適用する	全ての権限を既に運用している小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102169	宅地造成許可等に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市に該当区域が存在しないため			
102173	開発関連協議会に関する事務	C	小田原市の実施方法を適用する	南足柄市が事業を実施していないため			
102175	開発行為及び建築行為の同意及び協議並びに公共施設等の指導及び調整等に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用し、運用が異なる部分を調整する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102178	開発関係条例等に基づく事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			
102181	違反是正に関する事務	C	小田原市の実施方法を主として適用するが、必要に応じて不足部分は追加することを検討する	件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため		○	76
102182	宅地耐震化推進事業	C	小田原市の実施方法を適用する	箇所数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため			

102190	木造住宅耐震化推奨訪問事業	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため		○	77
--------	---------------	---	----------------	----------------------	--	---	----

(11)建設部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
111113	道路、河川、水路及び橋りょう台帳の作成、管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、各管理データによる発行とする。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、統合データの運用までの間は、既存データを活用する。			
111114	道路、河川、水路の占用物の許可台帳の作成、管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行する。			
111130	都市計画道路用地等取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では実績がないため、小田原市の方式を適用する。			
111139	測量標使用承認事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
111140	国、県管理用地の占用物の更新事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。			
111141	民有地の使用等の手続き事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務のため、小田原市の方式を適用する。			
111142	道路、河川、水路の不法占用物の取締り事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務のため、小田原市の方式を適用する。			
111143	準用河川の指定・変更・廃止及び河川区域の指定に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象の多い小田原市の方式を適用する。			
111144	私道の寄付に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の広い小田原市の方式を適用する。			
111145	道路、河川、水路の移管に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、県道移管については、県の旧道処理要領に基づき事務手続きを行う。			
111146	特殊車両通行審査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。			
111147	屋外広告物法に基づく屋外広告物の簡易除去	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。			
111148	放置車両処理業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象区域の多い小田原市の方式を適用する。			
111149	神奈川県都市土木行政連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、関連事務の多い小田原市の方式を適用する。			
111150	緊急輸送道路関連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務であるため、小田原市の方式を適用する。			
111151	道路愛称事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務であるため、小田原市の方式を適用する。			
111152	道水路用地の付替え交換及び用途廃止事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務内容は概ね同様であったため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
111153	法定外公共物譲与申請事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市の管理システムにデータを統合する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市の管理システムにデータ統合する。			
111155	境界確定等実務担当者連絡協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市同一事務であるため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
111156	二市八町境界確定等実務勉強会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市が事務局となり勉強会を開催しているため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
111157	公共測量の年度計画の報告事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市は事務実績がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
112114	積算システム事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市が保有するデータ量を踏まえ、変換作業を少なくするよう、小田原市のシステムに統一する。事務の早期一元化を図る。			
112118	市民生活道路改良事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112119	道路用地購入事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112120	踏切改良事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			

112121	都市廊の 歩行空間づくり 事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112122	橋りょう 新設架替事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対応方針は同じ			
112124	河川・水路 維持事業	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	同一事務事業であり、事務処理は同じであるため。			
112125	河川改修事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	災害被害の軽減に向け、河川改修事業は必要であり、小田原市の事務処理方式に含まれるため。			
112126	河川環境 整備事業	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	同一事務事業であり、事務処理は同じであるため。			
112127	河川管理者 指導調整事務	C	現行のまま存続する	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112128	県河川協会・ 県治水砂防協会調整事	C	同一事務事業であるため、小田原市の事務処理方法に統合する。	両市ともそれぞれの協会会員であり、事務処理は同じであるため。			
114102	市営住宅管理システム の借上げ及び保守点検	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の入居者データを、小田原市のシステムに移行して、小田原市のシステムを継続して使用する。			
114109	市営住宅運営審議会の 運營業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の差異は定数、現員数、報酬額のみのため、114002【市営住宅運営審議会委員(附属機関委員)】、114008【市営住宅運営審議会(附属機関)】に合わせる。			
114128	市営住宅入居者からの 相談及び生活指導業務	C	両市の事務処理方式をそのまま継続する。	両市の事務処理に差異はなく、必要不可欠な事業のため、そのまま継続する。			
114129	市営住宅入居者及び近 隣住民からの問合せ等 対応事務	C	両市の事務処理方式をそのまま継続する。	両市の事務処理に差異はなく、必要不可欠な事業のため、そのまま継続する。			
114130	市営住宅点検及び修繕 業務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、管理戸数が増えるため、南足柄市の住宅分については、臨時的任意職員1名を配置し対応する。	区分けをすることにより、移動時間の短縮及び業務量を削減し、迅速かつより多くの件数に対応できるよう図る。			
114132	市営住宅財産台帳管理 事務	C	現行のまま新市に引き継ぐ	両市同様の事務処理方式のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、管財契約課の事務処理による。			
114133	市営住宅借地管理事務	C	両市の事務処理方法を引き続きそのまま適用する。	借地料の支払時期については、それぞれ地主との契約に決めがあるため、現行のまま継続する。			
114134	市営住宅目的外使用許 可事務	C	両市の事務処理をそのまま継続する。	小田原市の市営住宅敷地に電柱等の目的外使用許可をしていて、継続する必要がある。また、南足柄市も社会福祉事業に許可しているため、継続する必要がある。ただし、新市の財産規則の規定を適用。			
114135	市営住宅特定入居事務	C	114105「市営住宅入居者資格基準事務」に合わせる。	特定入居の事由は両市同じであり、その他は114105「市営住宅入居者資格審査事務」の方針と同様となる。			
114137	市営住宅施設管理点検 等委託業務	C	両市の業務委託について、そのまま新市に引き継ぐ。	両市の共通する業務委託については委託契約を1本化するが、施設の状況が異なるためそれぞれ特有の業務委託についても継続して執行する必要がある。			
114142	市営住宅敷地内草刈り 業務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、南足柄市の住宅分の敷地については外部委託する。	小田原市の住宅分程度は職員等で対応し、南足柄市の住宅分についてはシルバー人材センター等に外部委託する。			
114143	市営住宅総合賠償責任 保険事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市営住宅建物に関する保険は管財契約課で一括加入している建物損害賠償保険で継続して対応とする。建物以外に市営住宅敷地内での瑕疵が原因で事故が発生した例があるため、損害賠償責任保険に加入する。			
114144	市営住宅電波障害対策 事務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	南足柄市には対象事業がないが、小田原市は電波障害対象の市営住宅近隣住民との間で覚書を取り交わし、平成33年7月まで負担金を支払う			
114145	各種公営住宅関連協議 会への出席	C	加入する協議会等については、小田原市の例を適用する。	小田原市のみが加入している日本住宅協会への加入は、各種研修への参加や住宅関連書籍の割引が可能で、公営住宅の管理運営には有用である。			
114148	各種市営住宅関連計画 策定及び推進事務	C	両市の計画をそのまま新市に引き継ぐ。	合併時にはそれぞれの計画をそのまま引き継ぎ、合併後2年以内に新たなストック総合活用計画及び長寿命化計画を策定する。			
114150	社会資本整備総合交付 金申請事務	C	それぞれの対象事業、事務処理の方式をそのまま新市に引き継ぐ。	長寿命化計画は住棟ごとに位置付けているため、合併時はそれぞれの計画を存続し、合併後2年以内に計画の見直しを行う。			
114152	市営住宅各種整備事業	C	現行のまま新市に引き継ぐ	両市の計画をそのまま存続し、合併後2年以内に目標管理戸数の設定や住宅ごとの整備方針を定めるなど、新たなストック総合活用計画を策定し、これに基づき各種整備事業を推進する。			

114155	用途廃止後の土地の管理業務	C	そのまま新市に引き継ぎ土地の管理をする。	用途廃止となった土地については、売却に向けての課題が解決するまで普通財産として所管課が管理する必要があるため、そのまま新市に引き継ぐ。			
114156	市有建築物の営繕工事に係る業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の方が保有施設が多く、大規模な営繕工事の直営設計等を複数実施しており、南足柄市は設計委託が中心となっていることから、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114158	積算基準策定業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市には該当事務がないが、基準を定めることで透明性・公平性が確保できるため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114160	設計単価表等保管業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	保管責任者を置いている小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、全庁的に保管場所が一元化された場合は、総務担当所管の事務取扱に倣う。			
114164	図面の整備保管業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	電気設備竣工図を最新データとなるよう更新作業を行っている小田原市の事務処理方式を適用する。			
114165	市有建築物に係る相談、協力、不具合等対応業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	文化財建造物等の保存修理事業協力は必要不可欠であるため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114170	市有建築物の設計等業務委託に係る業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。			
114179	防災対策推進業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、応急危険度判定の本部の設置については、防災担当所管課の取扱いに合わせる。			
114180	市有建築物の都市景観形成推進業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基準については新市の景観条例に合わせる。			
114181	歴史的風致維持向上計画推進会議業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市だけの事業であり、必要不可欠な業務であるため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114182	神奈川県湘南近隣市建築主務者協議会業務(湘南建築フォーラム建築部会、住宅部会)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市だけの事業であるが、近隣市との情報交換等は事業推進に有効なため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114183	神奈川県官庁営繕協議会業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、そのまま新市に引き継ぐ。			
114184	市有建築物長期保全維持修繕計画の策定業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市有施設が多く、また計画策定が進んでいる、小田原市の事務処理方式を適用する。施設総合管理計画の方針・進め方等については、企画担当課の取扱いによる。			
114188	施設所管課への保全指導及び相談業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現在小田原市が行っている事業は、南足柄市が行っている事業が含まれ、なおかつ施設管理課への保全指導等が充実しているため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
114190	建築基準法第12条に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	特定行政庁として、小田原市の事務処理方式を適用する。			

(12) 下水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
121105	下水道法等に基づく身分証明書の交付事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			
121130	流域下水道事業関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務内容は概ね同一であるが、小田原市独自の事務として、酒匂川流域下水道事業促進連絡会の事務局を務めており、今後も事務局を務めることは必須であること等から、小田原市の事務処理方式を適用する。			
121140	下水道事業広報事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			
121141	公共下水道供用開始の公示に関する事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	事務量の軽減が図られる南足柄市の事務処理方式を適用する。			
121150	下水道使用料賦課及び徴収事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも概ね事務内容は同一であるが、小田原市域にのみ県営水道(橘地域)区域があり、その事務を実施しなければならないため、小田原市の事務処理方式を適用とする。また、井戸水等使用者の排水量の把握も小田原市の事務方式とする。			
121161	排水設備工事責任技術者関係事務	C	現行のまま存続。	事務内容は、両市とも同一であるため、現行のまま事務処理を行う。			

121168	事業場の特定施設等に関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	実施方法は両市とも概ね同一であるが、小田原市は当該事業の実施に当たり環境部局と連携を図っている。今後も環境部局との連携は必須であるため、小田原市の事務処理方式を適用する。			
122105	官民連携事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	維持管理に関し、様々な可能性を考える必要があるため、引き続き検討していく。			
122129	他企業や管理者との工事調整事務	C	現行のまま存続する。	両市において、現在行われている調整手段が同一であるため、他企業や管理者との工事調整については現状の手法で行うことが最善である。			
122131	下水道台帳整備保管事務	C	下水道施設台帳システムにより、下水道台帳の調整や保管、システムをデータベースとして活用した施設情報の集計等の事務を行う。	下水道施設台帳システムの方針案をもとに、小田原市で採用している下水道施設台帳システムを運用するため、方針案は1種類のみとなる。			
122143	産業廃棄物の処理処分事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の処分方法を踏襲し、南足柄市のマンホールポンプと中継ポンプのし渣・沈砂もまとめて小田原市下水道管理センターを活用して処分するものとする。			
122144	下水道占用施設管理事務	C	現行のまま存続する。	両市の占用物件のデータを統合し、そのまま新市に引き継ぐ必要があるため、調整方針は1種類のみとする。			
122148	消防法における危険物取扱い事務	C	現行のまま存続する。	小田原市の事務をそのまま新市に引き継いで実施する必要があるため、調整方針案は1種類のみとなる。			
122152	下水道総合地震対策事業	C	総合地震対策計画は次期計画策定時に合併後の下水道施設全体を対象に優先順位を決定し、計画に位置付ける。BCPは水準が異なるため、合併後に統合を図る。	総合地震対策計画については適正な維持管理に必要であるため、合併後3年を目途に対象施設を拡大し計画する。BCPについては合併後の新たな下水道部門全体で対応する必要があるため、合併後3年を目途に新市全域を対象に新たに作成する。総合地震対策計画及びBCPともに地震対策には必要不可欠であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122154	下水道長寿命化事業	C	合併後に長寿命化計画の統合を図る。それぞれのストックマネジメント計画策定後に合併した場合には、水準が異なるため、下水道施設全体を対象に再度優先順位等を考え、統合する必要がある。	現在策定済みの長寿命化計画からストックマネジメント計画へ移行するのは両市とも同様なため、両市の基準を精査し、合併後3年を目途に新市域全体を対象に策定する。管路の適正な維持管理に必要な計画であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122156	不明水対策事業	C	小田原市の事務処理方式を適用し、不明水対策計画を作成する。	小田原市で策定を予定している不明水対策計画に基づき、合併後3年を目途に新市域全体の不明水対策計画を策定し、不明水が多い地区から順次詳細調査や対策工事等を実施する。適正な維持管理に必要であるため、事業を継続する方針案のみとする。			
122157	流量計事業	C	現行のまま存続させる。	両市で同様の事務処理を実施しており、現在実施している事務処理方式を新市においても現行のまま存続させる。また、小田原市内の流量計未設置箇所の設置を進める。			
122159	製図システム運用事務	C	CADシステムにより製図事務を行う。	AutoCAD、CADシステムの方針案をもとに、小田原市で採用しているAutoCADで事務を行うため、方針案は1種類のみとなる。			
122161	市町村積算システム事業	C	土木積算システムにより設計・積算事務を行う。	土木積算システムの方針案をもとに、小田原市で採用している市町村積算システム(神奈川県都市整備技術センター)により事務を行うため、方針案は1種類のみとなる。			

(13)水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
131103	外部団体連絡調整	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	水道事業管理者研修生受入は、事業規模に見合った小田原市の実施方法を適用する。小田原水道サービスセンターについて、出資者として経営状況等を把握する必要がある。			
131106	公印・文書管理	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、南足柄市で使用している文書管理システムを使用する。	小田原市水道局庁舎において事務を行うため、小田原市の実施方法により公印・文書管理を行う。また、文書管理システムの使用により事務の効率化を図る。			
131112	人事管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	安全衛生委員会については、法令等に基づき、小田原市の実施方法を適用する。給与計算にかかる負担金については、他の事務との公平性を考慮し、小田原市の実施方法を適用する。			
131139	財務会計システム運用	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市のシステム運用は同じであることから、小田原市の実施方法を適用する。※小田原市は平成29年度に予算編成システムを追加予定			
131247	道路河川占用更新業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。			

131248	鉛製給水管解消業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	水質基準等を考慮し、引き続き、計画的かつ効率的に鉛製給水管の解消に努める。			
131250	浄水施設整備事業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な水道施設」について、動的解析が未実施の施設から計画的に実施し、再評価する。	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。			
131252	取水施設整備業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な水道施設」について、動的解析が未実施の施設から計画的に実施し、再評価する。	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。			
131254	配水施設整備事業	C	合併後、2年後までに新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。 なお、耐震診断については、新市において新たな基準を設定し、「重要な水道施設」について、動的解析が未実施の施設から計画的に実施し、再評価する。	合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、新たな施設整備計画等を策定し事業を再編するが、施設整備計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の施設整備を実施する。ただし、合併前に新市の施設整備計画等の策定に向けた準備を進める。			
131256	管路整備事業	C	合併後、2年後までに新たな管路更新計画等を策定し事業を再編するが、その間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の管路更新を実施する。	合併後、2年後までに新たな管路更新計画等を策定し事業を再編するが、管路更新計画等が確定するまでの間、新計画を見据えた中で暫定的に両市の現行の管路更新を実施する。ただし、合併前に新市の管路更新計画等の策定に向けた準備を進める。			
131264	総合計画及び基本計画の策定・総合調整	C	両市の水道事業を統合することから、給水区域の再編と両市の現状を踏まえ、附属機関を設置し、合併後2年までに「水道ビジョン」を改定する。	水道事業の統合に伴い、新市における施設整備計画を策定し、合併後3年までに料金改定を行う予定としていることから、水道施設等の更新計画や財政収支等についても総合的に検証を行い、新市における今後の水道事業の方向性や基本方針を定めるため、合併後2年までに新たに「水道ビジョン」を改定する必要がある。 「水道ビジョン」改定にあたっては、当該業務が市民サービスに密着した業務であることを鑑み、市民や有識者などで構成する附属機関を設け、「水道ビジョン」を改定する。			
131270	上水道事業認可、計画変更業務	C	合併方式(編入合併)に従い、小田原市の実施方法を適用するが、合併後2年までに新たに事業認可変更を行う。	平成15年2月13日付け厚生労働省事務連絡「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」(2)事業の全部譲り受けを行う方法に基づき事業統合を行う。 ただし、合併前に新市における施設整備計画等の策定に向けた準備を進め、合併後のできるだけ早い時期に施設整備計画を策定し、事業認可変更を行う。			
131271	水道事業の委託化検討に関する業務	C	現行の実施方法を存続する。	水道事業の民間委託化については、職員数の減少や、水道事業経営の課題解決のため、両市において委託化を進めてきたが、新市においても引き続き水道事業の経営基盤の強化と財政の健全化を維持していくための検討を継続する。			
131274	課関連の協議会、検討会及び関係機関との調	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行の実施方法を存続する。			
131275	水道施設維持管理業務委託事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画等を策定し委託業務を再編する。その間は暫定的に両市の現行の業務を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する。	合併後に作成する維持管理計画を踏まえ、南足柄市で導入実施している第三者委託方式を視野に入れ委託業務を再編する。当面は、一部変更するが概ね現行の委託業務を継続する中で、市民生活に密着する水質管理の体制、委託範囲、職員の人員計画、費用対効果等を含めた総体的な検証を行い、新市水道事業における最も適切な施設運転維持管理体制を整備する			
131276	浄水施設維持管理事業(河川表流水)	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、委託内容を一部変更するが概ね両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			

131297	取水施設維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131303	設備機器更新・維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続するが南足柄市の業務内容を一部変更する。	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、委託内容を一部変更するが概ね両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131308	配水施設維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編する。その間は暫定的に両市の現行の体制で事業を継続する	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し管理体制を再編するが、維持管理計画が確定するまでの間、両市の現行の体制で事業を継続する。ただし、合併前に新市の維持管理計画の策定に向けた準備を進める			
131317	設備機器更新・維持管理事業	C	合併後、2年後までに新たな維持管理計画を策定し再編するが、その間は暫定的に両市の現行の計画を継続する	合併後、2年後までは両市の計画を継続するが、新たな維持管理計画により再編する。なお、更新基準年数については新基準を設定する			
131320	水質検査計画策定事業	C	合併時は、各市域での水質検査計画を継続するが、次年度から原水等の特性を考慮した、新市の水質検査計画を策定する	水質検査計画の策定は、水道法に基づくもので両市にほとんど差異がないため、合併当該年度は両市の計画を継続して実施し、次年度には新市で水質検査計画を策定する			
131321	水質検査事業	C	合併当該年度は各市域で現行の実施方法を継続するが、次年度、新市により原水種類(河川表流水・地下水・湧水)や浄水処理工程等を考慮し、検査項目・検査頻度を速やかに定める	毎日検査及び水道基準項目(省略不可能項目)検査は両市に差異がないため、現行の実施方法とする 水道基準項目検査、水質基準項目(原水)検査及びトリハロメタン関連検査は両市に差異があるため、合併後、検査項目・頻度等を速やかに定める			
131324	水質検査計画に基づくその他の水質検査事業	C	合併当該年度は各市域で現行の実施方法を継続するが、次年度、新市により原水種類(河川表流水・地下水・湧水)や浄水処理工程等を考慮し、検査項目・検査頻度を速やかに定める	放射性物質検査は、現行の実施方法とするが、両市に差異がある水質管理目標設定項目の農薬類及び自己検査等は、合併後、検査項目・検査頻度等を速やかに定める			
131333	水質検査機器の維持管理事業	C	小田原市の実施方法を適用する	保有する水質検査機器は新市に引き継ぐ			
131338	水安全計画策定事業	C	小田原市の実施方法を適用する 配水系統毎に策定が可能のため、合併前に策定作業を進める	水安全計画は水源から給水栓(蛇口)までの水質管理を一元化するために配水系統毎に策定する必要があり、策定済みの高田浄水場版はそのまま新市に引き継ぐことが可能である			
131339	水道材料使用承認業務	C	使用材料の承認業務については、小田原市の実施方法を適用するが、使用材料については合併時まで精査し統一を図る。	使用材料の承認業務については、小田原市の実施方法を適用し、材料承認審査委員会の審査機関を存続ものとするが、使用材料については、合併時まで精査し統一を図る。			
131340	入札時において水道業者に求める資格要件に関する事	C	管路工事において所管課が入札時に求める配管技術者の資格要件を、合併までに新たに定める。 このため、「小田原市上水道配管工事規程」は廃止する。	新たに定める資格要件として、指定する講習の受講を求めることで、配管技術者が施工条件に合った技能と知識を有していることを確認する。			
131342	水道施設防犯対策事業	C	小田原市の実施方法を基本に新市において新たに施設維持管理計画を策定し、防犯対策を構築する 機械警備については、小田原市の実施方法を適用する	防犯対策のうち機械警備については、実施水準の高い小田原市の実施方法を適用する ただし、施設維持管理計画の策定については合併前から準備を進め、合併後できるだけ早い時期に整備する 監視カメラ設置については、施設の重要度により設置箇所を検討する			
131343	水道原水にかかるクリプトスポリジウム等対策事業	C	水質管理については、現行の体制を継続するが、合併時に南足柄市の業務内容を一部変更する。 施設整備については、合併後、2年後までに事業を再編するが、クリプトスポリジウム等対策に伴う施設整備については、合併後計画的に事業を実施する。	検査内容及び水質管理方法については、両市に大きな差異は無いが、水質管理対策として、指針に基づき浄水の毎日採水及び2週間分の保管を行う。 施設整備については、合併後、2年後までに施設の統廃合も考慮し、事業を再編する。ただし、クリプトスポリジウム等対策に伴う施設整備については、指針に基づき水道水の安全確保のため、合併後計画的に事業を実施する必要がある。			

(14) 教育部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
141112	定時制高校教育振興事業	C	両市の負担額を一本化する。	両市ともに、同一の団体(県高等学校定通教育振興会、小田原地区高等学校定時制教育振興会)への支援であり、負担金や補助金を一本化することはできる。小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金は、定時制高校(小田原高校、小田原城北工業高校)への地区別通学者数の割合によっているため、同一基準で対応する。			
141127	教育ネットワーク関連事務	C	合併時までは、互いのシステムを利用する。合併後3年を期限に、両市にて統一したシステム構築について検証し、導入する。	現行の小田原市の教育ネットワークシステムが平成30年10月末日にて契約終了となることから、現在、後継機種の選定等について庁内にて検討中である。			
141164	叙位叙勲関係事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいないため調整の必要がない。			
141165	県費教職員の公務災害事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいないため調整の必要がない。			
141166	県費教職員の不祥事関係事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等にちがいがいないため調整の必要がない。			
141167	勤務記録カード管理事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141168	小・中学校学級編成事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141169	教員免許更新事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141170	教職員定期健康診断事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。(5町は対象外とする。)	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141171	教職員健康づくり業務委託事務(人間ドック助成等)	C	・健康診断に替わる人間ドック受診(35歳以上)、および、メンタルヘルスチェックシートの受診を助成する。事業は西湘地区教職員互助会に委託する。 ・メンタルヘルスチェックの受診助成については、両市の予算の範囲内で実施する。	出来る限り現状を維持する。			
141172	教職員研修会開催事務	C	両市の決算の範囲内で実施するが、講師の謝礼金額については、基準の低い小田原市の謝金額とする。研修の内容や実施方法については、両市の学校の現状や課題を踏まえた上で、決定する。	可能な範囲で事業を継続すると共に、教職員研修の内容を見直し、事業全体の改善を図る。			
141173	教員海外研修視察派遣事業	C	廃止する。	教職員海外研修については、費用面や業務面においての教職員個人の負担も大きいことや、海外の教育事情を学び、市の学校教育に還元するという、事業開始当初の目的は概ね果たしたと考えるため。			
141176	不登校生徒相談事務	C	両市の決算の範囲内で、小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。人数の確保を図る。			
141178	登校支援担当者会議・生徒指導不登校連絡会議運営事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で実施する。			
141179	共同研究事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141180	全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141181	体力・運動能力向上推進事業事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。		○	78
141184	教職員研修事務	C	両市の事業を併せて、教職員の研修に係る講師謝礼、消耗品費、旅費を市が直接執行する。両市の決算額の範囲内で実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141185	県教育研究所連盟分担金支出事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141186	全国学力・学習状況調査に係る事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141189	市推薦研究事業業務委託事務	C	小田原市の例により実施するが、対象となる学校数が増えることから、事業規模を拡大する。	教職員の資質や指導力の向上は、児童生徒の学力や体力の向上に直結するものであり、様々な教育的な課題の解消にもつながるものであるため、事業規模を拡大する。			
141190	校内研究に係る学校訪問指導事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141192	人権教育移動教室・人権教育研修会開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			

141194	学校防災アドバイザーの派遣事務	C	小田原市の例により実施するが、対象校が増えるため、事業規模を拡大する。	学校の防災管理、防災教育については、各校、地域の実態に応じて取り組んでいく必要があるため。		○	79
141195	防災教育用パンフレット作成事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため、事業を拡大する。	地域性を考慮しても防災教育の充実は今後も必要であることから、現在の配付状況を南足柄市にも拡大する。		○	80
141196	学校防災対策事務	C	南足柄市の例により実施する。	教職員の安全教育に関する専門性の向上を図るため。			
141197	防犯対策事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141199	合同事故防止会議開催事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141200	私立幼稚園検診等補助事業	B	小田原市が実施している補助内容及び金額を踏襲する。	子ども子育て支援新制度に移行した園については、別途補助金が支給されることとなるが、旧制度のままの園に対しては、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。			
141201	私立幼稚園就園奨励費補助金事務	B	国が行っている就園奨励費等補助金に基づき、市内に在住し、私立幼稚園に通園している園児の保護者に対して補助を行う。 補助金額は国が示している	厳しい財政状況を踏まえ、市単独の上乗せ補助はせず、国庫補助対象金額を補助する。			
141203	特別支援教育設備整備関連事務	C	小田原市の例によるが、対象校が増えることから、事業規模を拡大して実施していく。各校の特別支援学級で使用する備品について、各校の要望を把握し、予算の範囲内で、必要性の高いものから購入していく。	学校の配当予算の中では、十分に対応できない特別支援学級の備品を市として購入することで、特別支援級の運営の充実を図るため。			
141204	学齢簿管理事務	C	小田原市を例に統合する方向で調整する。住民基本台帳と連動しているシステムを利用しているため、担当課との調整を行う。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しているもので、基本的には自治体間の差異はないため。			
141205	学校の指定事務(就学通知書発行事務)	C	小田原市の例により統合する方向で就学通知の発送時期等調整をしていく。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しており、基本的に自治体間の相違がない。			
141207	転入事務	C	小田原市の例により統合できるよう調整する。	学校教育法施行令、学校教育法施行規則に基づき実施しており、基本的事項において自治体間での差異はない。			
141208	卒業式・卒園式関連事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141209	県下16市連絡協議会関連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141210	教育研究委託事務	C	平成28年度で廃止				
141211	教職員修学旅行・遠足等拝観料支給事務	C	小田原市を例に統合する方向で調整する。(支給方法が異なっている部分について調整。)	南足柄市は中学校の支出がないが、かかる経費についてどう対応しているのか確認調整した上で、小田原市を例に統合していく。			
141212	諸負担金支給事務	C	小田原市を例に統合する。	協議会で負担金の交付基準、金額等の決定をうけて事務手続きを進める。			
141213	教科書採択事務	C	小田原市の例により実施する。	小田原市は単独で採択しており、新市となった場合も同様に実施可能であるため。			
141214	教科書給与事務	C	小田原市を例に統合する。	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律に基づき実施しており自治体間で差異はない。			
141215	教師用教科書及び指導書購入事務	C	予算の範囲において小田原市を例に統合する方向で調整。	南足柄市より小田原市の方が教師用指導書の配布が充実している。基本的には小田原市の例を参考につつ、他市状況や予算の範囲において調整する。			
141218	児童生徒付添交通費補助金事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市には制度がないので、南足柄市に対象者がいた場合にはサービス拡大となる。			
141219	遠距離通学費補助金事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地区で対象を定めるのではなく、遠距離の範囲を定め、一律の方針で補助をする。			
141220	中学校の統合に伴う通学費補助金事務	C	小田原市の片浦中学校の統合に伴う通学費補助金については、現行のとおり実施する。南足柄市の通学費補助については廃止する。	両市ともに学校統合に伴う通学費補助であるが、南足柄市については、いつまで補助するか期限がないため、両市の統合の際に廃止する。要件を満たす者は、小田原市の遠距離通学費補助金を適用する。			
141223	おだわらっ子ドリームシアター開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。		○	81
141224	図工展・美術展開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			
141225	音楽会開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			
141226	科学展開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141227	小学校体育大会開催事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を実施する。			

141228	尊徳学習推進事務	C	小田原市の例によるが、対象校数が増加することから事業規模を拡大して実施する。	郷土の偉人について学習することは、学習指導要領でも規定されていることから、市の事業として取り組むことは、児童の学習の機会を保障する意味で必要なことと考える。		○	82
141229	おだわらの自然活用講座開催事務	C	小田原市の例により実施する。開催場所等については、新市全体の自然環境を鑑みて決定する。	可能な範囲で事業の継続を図る。		○	83
141230	副読本制作事務	C	両市の決算の範囲内で、新しい副読本を制作する。小学校3年生には、社会科の副読本を配付する。その内容は、合併後に検討する。中学校の社会科副読本、理科副読本については、合併後に発行するかどうか、発行する場合は、その内容や配付対象について検討する。いずれにせよ、新しい副読本の編集から発行までは合併後3・4年を目安とする。それまでは両市の児童生徒については、旧副読本を使用することとする。	新市となった場合は、児童生徒が共通して活用することができる副読本が必要と考える。			
141231	免許教科外教科教員配置事務	C	小田原市の例により実施する。小田原市の決算の範囲内で実施する。	生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。			
141233	部活動地域指導者活用事務	C	両市の決算の範囲内で、南足柄市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。指導者に対しての1回あたりの謝金を他の自治体の水準と同程度とする。			
141234	市中学校体育連盟補助金事務	C	手続きについて、小田原市を例に統合する。	小田原市の例による事務手続きに統合して実施する。			
141235	各種大会参加費補助金事務(体育部・文化部)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	経費を削減する。(南足柄市は基本全額負担で、予算額を超える場合は、補正予算対応をしているが、小田原市の事務処理方式を適用し、補正予算対応をしない。)			
141236	部活動協会等登録料補助事務	C	廃止する。	小田原市の「中学校体育連盟補助金」(141234)に統合する。			
141240	幼稚園教育・家庭教育講演会開催事務	C	小田原市の例により、講演会を開催する。	幼稚園教諭の資質向上のため、外部講師を招聘し幼児教育に関する講演会を開催する。			
141241	諸負担金支給事務	C	会計処理については、合併後の会計事務処理方法に基づき行う。	加入団体からの請求に戻付き支払い事務を行う。			
141243	幼稚園延長保育料徴収事務・幼稚園預かり保育事業運営補助事業	B	「延長保育」は、小田原市私立幼稚園協会と調整しながら実施園を決めてきた経緯があるため、現在実施している酒匂幼稚園、下中幼稚園のみで実施する。「市立幼稚園預かり保育事業運営補助金」は、南足柄市のみで実施(交付)しており、小田原市はもとより、類似団体においても未実施(未交付)のため、廃止とする。	園長保育については、小田原市の例により継続し、預かり保育事業運営補助金は、他市においても未実施(未交付)のため、廃止とする。			
141245	園長会関係事務	C	公立幼稚園11園の園長で構成し、幼稚園に関する研究や情報交換等を行う。	幼稚園と保育園は分けて園長会を開催する。			
141246	幼稚園実技研修等関係事務	C	小田原市、南足柄市の研修を統合する形で研修会は継続する。	指導力向上のために、定期的な講習会を開催する。			
141247	幼稚園各種協議会関係事務	C	現在加盟している協議会・研究会に継続して加盟する。	公立幼稚園の各種協会に加盟し、それぞれの会議に出席し、他園との情報交換を図ることにより、資質の向上を図る。			
141251	幼・保・小・中連携事業	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。			
141252	学校評議員制度運営事務	C	小田原市の例により実施するが、将来的には141140学校運営協議会制度に統合していく。	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映できるようにするため。			
141253	「学校教育基本方針(基本計画)」策定事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141254	学校事務システム	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141255	教育研究会運営支援事務	C	小田原市の例により、両市の決算の範囲内で全小中学校を対象に実施する。	両市の決算の範囲内で実施する。補助金ゼロベースで見直しをはかる。			
141256	教科教育に関する指導事務	C	基本的には学習指導要領に沿った教科教育の円滑な実施についての情報提供や指導・助言実施する。新学習指導要領の内容について、教職員の理解が深まるよう、研修会や学校訪問を実施する。新市での研修会や学校訪問の具体については、合併後1年以内に決定する。それまでは合併前の市の内容でそれぞれ実施する。	小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から新学習指導要領が全面実施となるため、教職員の研修等については、新たに構築する必要があるため。			
141257	指導要録・通知表(票)に関する事務	C	指導要録については、両市に大きな違いはないが、合併前に確認し様式を統一する。通知表(票)は、学校の判断により作成するものであるが、合併前に様式を検討し、学校へ例示する必要がある。またそれぞれの作成にあたっては、新市の校務支援システムの導入に状況に応じて実施する。	両市とも校務支援システムを使用して指導要録、通知表(票)を作成しているため。			

141258	学校評価に関する事務	C	南足柄市の例により実施する。	4月当初の計画と年度末評価の間は、学校の必要に応じて適宜実施すればよい。			
141259	小規模特認校に関する事務	C	小田原市の例により実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141260	教育制度に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市とも2学期制としているため。			
141261	進路指導に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法、水準等に違いがないため、調整の必要がない。			
141262	環境教育に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141263	食育の推進に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141264	体験学習・キャリア教育に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141265	教育実習に関する事務	C	現状のまま実施する。	両市の実施方法等に違いがないため、調整の必要がない。			
141266	情報発信に関する事務	C	現状のまま実施するが、南足柄市学びづくり通信「匠」については休止する。	両市の実施方法に違いがないため、調整の必要がない。			
141267	児童生徒指導に関する事務	C	小田原市の例により実施する。	生徒指導に関することについて、関係機関との連携の強化を図るため			
142101	就学時健康診断・精密検査等	C	小田原市の水準に合わせ実施する。	・就学時健康診断を学校及び公共施設で行う。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・精密検査は同委託業者により実施し、更に、専門医による判定会を実施する。		○	84
142113	学校給食会関係事業	C	小田原市の事務処理方式を基礎に事業内容の調整を図り統合する	保存食分の補助の廃止など事業内容や運用方法を調整する			
142147	学校保健会事業	C	南足柄市と同様の目的及び組織構成であり統合する。	関係団体や足柄上郡他町からの組織離脱・補助金額等、本事業内容等の調整を行う。			

(15) 議会部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
151130	ペーパーレス議会システム事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	南足柄市のみ存在する事務事業であるが、情報共有やペーパーレス化による市職員の事務負担の軽減により、新市にも引き継ぐのが効果的と思われる。			
151131	本会議等運営業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。移行が容易に対応できるよう、より大きな議場を持つ小田原市の施設を使用するとともに、現状その市の施設で運用している方法で対応する。			
151133	傍聴関係業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151134	請願・陳情・要望事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151136	常任委員会運営業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151137	議会運営委員会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151138	予算特別委員会及び決算特別委員会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151139	全員協議会業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151141	条例規則等の編集事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	2市の事務事業の内容はほぼ同一であるものの、新市の議場が小田原市になった場合			
151143	ケーブルテレビ録画放映事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151144	市議会だより発行业務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市と同様に自治会が全戸配布することは実際問題として困難である。			
151145	議会報告会事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務が削減できる方法を適用する。			
151146	行政視察受入れに関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151147	市議会概要等作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151148	調査及び資料の収集事務	C	現行のまま存続。	2市の事務事業の内容が同一であるため、現行のまま新市へ引き継ぐ。			